持続的生産強化対策事業実施要綱の制定について

30 生 産 第 2038 号 平 成 31 年 4 月 1 日 農林水産事務次官依命通知

最終改正 令和3年4月1日 2生産第 2261 号

この度、平成31年度当初予算による持続的生産強化対策事業の実施に向けて、別紙のとおり持続的生産強化対策事業実施要綱が定められたので、御了知の上、本事業の実施につき、適切な指導をお願いする。

以上、命により通知する。

持続的生産強化対策事業実施要綱

第1 趣旨・目的

農業者等の高齢化が進行し、産地の生産基盤が脆弱化する中で、産地の持続的な 生産力強化や販売力強化等を図ることが必要な状況となっている。

このため、本事業では、持続的な生産力強化や販売力強化等に向けて、産地において真に解決しなければならない課題及びその解決策との間で関連性の深い取組の特定並びに課題の解決に必要な取組を支援する。具体的には、農産・畜産を問わず、現場の課題が迅速に解決されるよう、野菜、果樹、花き、茶・薬用作物等の地域特産作物、畜産など各品目に関する支援メニューを設けつつ、現場ニーズに応じた重点課題の解決に向けた取組を支援するとともに、都道府県のイニシアチブの下で行う各産地の課題解決に向け、新たな園芸産地の形成、GAP指導員による指導活動等を支援する。

第2 事業内容

本事業は別表1及び別表2に掲げる事業(以下、別表1に掲げる事業を「農業者等向け事業」、別表2に掲げる事業を「都道府県向け事業」という。)により構成されるものとし、事業内容、事業実施主体、補助率等についてはそれぞれ別表に定めるとおりとする。

ただし、災害など緊急に対応する必要がある事案が生じ、かつ、農林水産省生産局長又は政策統括官(以下「生産局長等」という。)が特に必要と認める場合にあっては、別表に定める事業のほか、緊急に事業を実施することができるものとする。この場合において、生産局長等は本要綱の規定による制約を受けない通知を別途定めることができるものとする。

1 各事業の内容、間接補助事業者等の取組に対する補助の対象となる経費等は、本要綱本体に定めるもののほか、別紙1から14までのとおりとする。

なお、別紙 10 の I の環境負荷軽減型酪農経営支援事業については、第3から第10の規定には適用しないものとする。

2 事業実施主体の取組に対する補助の対象となる経費の範囲は、別表 1 及び別表 2 のとおりとし、費目ごとの詳細は別表 3 のとおりとする。

第3 事業の成果目標

- 1 事業実施主体は、原則として、本事業の成果目標について、事業の開始前に第6 に定める事業実施計画等に定めなければならない。
- 2 成果目標の設定に関して必要な事項は別紙のとおりとする。

第4 募集方法等

- 1 公募事業
- (1) 公募対象事業

公募により選定する事業は、農業者等向け事業のうち以下のとおりとする。

- ア 全国段階で実施する以下の事業(以下「全国公募事業」という。)
- (ア) 時代を拓く園芸産地づくり支援(別表1の1(1)に限る。)
- (イ) 果樹農業生産力増強総合対策(別表1の2(1)及び(2)に限る。)
- (ウ) ジャパンフラワー強化プロジェクト推進
- (エ)養蜂等振興強化推進(別表1の4(2)に限る。)
- (オ) 茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進(別表1の5(1)に限る。)
- (力) 農作業安全総合対策推進
- (キ) 有機農業推進総合対策(別表1の8(1)イ及び(2)アを除く。)
- (ク) GAP拡大推進加速化
- (ケ) 畜産経営体生産性向上対策
- (コ) 戦略作物生産拡大支援(別表1の14(2)及び(4)に限る。)
- イ 地域段階で実施する以下の事業(以下「地域公募事業」という。)
 - (ア) ジャパンフラワー強化プロジェクト推進
- (イ)養蜂等振興強化推進(別表1の4(1)に限る。)
- (ウ) 茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進(別表1の5(2)及び(3)に限る。)
- (エ) 生産体制・技術確立支援
- (オ) 有機農業推進総合対策(別表1の8(1)イ及び(2)アに限る。)
- (カ) 学校給食用牛乳供給推進
- (キ)戦略作物生産拡大支援(別表1の14(1)に限る。)

(2) 募集方法

ア 農林水産省のウェブサイトにおいて、原則として、事業ごとに生産局長等が 公募するものとし、その詳細は生産局長等が公募要領に定めるものとする。

イ 追加公募を実施する場合は、生産局長等が定める追加公募要領に基づき、一括して行うものとする。

(3)審査

事業実施主体の選定に当たっては、全国公募事業については農林水産省生産局 又は政策統括官(以下「生産局等」という。)において、地域公募事業について は地方農政局(北海道にあっては北海道農政事務所(ただし、第4の1(1)イ (オ)については生産局)、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局。以下同じ。) において、応募者から提出された申請書類を審査・採点した上で、生産局長が設 置する外部有識者で構成される選定審査委員会に取組内容及び成果目標の妥当性 について諮るものする。

審査基準については、別表4のとおりとする。

(4)配分方法

ア 応募者から提出された申請書類の採点は別表4の審査基準に基づき行うもの とし、予算の範囲内で、全ての審査項目のポイントを合計し、事業ごとにポイ ントの高い者から順に採択するものとする。

なお、同ポイントの申請書類が複数あった場合は、以下の(ア)及び(イ) の者を優先的に採択するものとする。

- (ア) 第5の1の産地営農体系革新計画(以下「革新計画」という。)を策定した者であって、当該革新計画及び活用しようとする関連事業との整合性が認められる者
- (イ) (ア)により採択した結果、予算額に残余が生じた場合、事業費が少ない 者
- イ 生産局長等又は地方農政局長(北海道にあっては北海道農政事務所長(ただし、第4の1(1)イ(オ)については生産局長)、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。)は、選定審査委員会による指摘等がある場合には、応募者に指示し、指摘等を反映した申請書類を提出させることができることとする。

なお、この場合にあっても、ポイントの変更は行わないものとする。

(5) 審査結果の通知等

- ア 生産局長等は、選定審査委員会による審査結果について、審査終了後、全国 公募事業の応募者及び地域公募事業の申請を受けた地方農政局長に対して速や かに通知するものとする。
- イ 地方農政局長は、地域公募事業の応募者に対して審査結果を通知するものと する。
- ウ 全国公募事業については生産局長等、地域公募事業については地方農政局長が、補助金交付候補者に選定された応募者に通知することにより、第6の事業 実施計画の承認を得たものとみなすことができる。

2 公募対象外事業

農業者等向け事業のうち交付先が特定されているもの及び都道府県向け事業に係る募集方法については、別紙に定めるところによる。

第5 関連計画

事業実施主体は、第1に掲げる本事業の趣旨・目的を踏まえ、関連計画(次の1に定める革新計画、2に定めるGFPグローバル産地計画及び3に定める地域別農業振興計画をいう。以下同じ。)を策定した場合、又は4に定める指定棚田地域で取組を行う場合にあっては、別表4に定める優遇措置を受けることができる。

1 革新計画

- (1) 革新計画とは、ロボット・AI・IoT等の先端技術の活用による地域の労働力不足等への対応が重要であることに鑑み、令和元年度の本事業のうち次世代につなぐ営農体系確立支援事業により策定した計画又はスマート農業総合推進対策事業実施要綱(令和2年4月1日付け農会第862号農林水産事務次官依命通知)に規定する次世代につなぐ営農体系確立支援事業のうち産地の戦略づくり支援により策定した計画をいう。
- (2) 本事業のうち、革新計画と関連する事業は以下のものとする。なお、ア及びイの事業に係る関連の詳細は、各事業の別紙のとおりとする。
 - ア 時代を拓く園芸産地づくり支援(別表1の1(2)ア及び別表2の1に限る。)
 - イ 果樹農業生産力増強総合対策(別表1の2(1)ア(ア)に限る。)
 - ウ ジャパンフラワー強化プロジェクト推進

- エ 茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進(別表1の5(2)及び(3)に 限る。)
- 才 生産体制・技術確立支援
- カ 有機農業推進総合対策(別表1の8(2)アに限る。)
- キ 戦略作物生産拡大支援(別表1の14(1)に限る。)
- 2 GFPグローバル産地計画
- (1) GFPグローバル産地計画とは、海外の規制やニーズに対応した輸出対応型の 産地を形成するため、十分な供給体制の整備、HACCPや相手国の検疫条件へ の対応等の規制への対応、商流の拡大・確保等が重要であることに鑑み、輸出事 業計画(GFPグローバル産地計画)の認定規程(令和2年4月1日付け農林水 産大臣決定)に基づき策定し、農林水産大臣が認定した計画をいう。
- (2)本事業のうち、GFPグローバル産地計画と関連する事業は以下のものとする。 なお、ア及びイの事業に係る関連の詳細は、各事業の別紙のとおりとする。
 - ア 時代を拓く園芸産地づくり支援(別表1の1(2)ア及び別表2の1に限る。)
 - イ 果樹農業生産力増強総合対策(別表1の2(3)イに限る。)
 - ウ ジャパンフラワー強化プロジェクト推進
 - エ 茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進(別表1の5(1)、(3)イ(ア) 及び(3)ウを除く。)
 - オ 生産体制・技術確立支援
- 3 地域別農業振興計画
- (1)地域別農業振興計画とは、経営規模の大小にかかわらず意欲を持った前向きな経営者が活躍できる多様な経営環境を育むとともに、清らかな水、冷涼な気候、棚田の歴史等の中山間地の特色をいかした経営の展開が重要であることに鑑み、中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱(平成29年3月31日付け28農振第2275号農林水産事務次官依命通知)に基づき、地方農政局長が認定した計画をいう。
- (2) 本事業のうち、地域別農業振興計画と関連する事業は以下のものとする。
 - ア 果樹農業生産力増強総合対策(別表1の2(1)ア(ウ)に限る。)
 - イ 茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進(別表1の5(2)に限る。)
- 4 指定棚田地域
- (1) 貴重な国民的財産である棚田を保全し、棚田地域の有する多面にわたる機能の維持増進を図り、もって棚田地域の持続的発展及び国民生活の安定向上に寄与することが重要であることに鑑み、棚田地域振興法(令和元年法律第42号)第7条第1項の規定に基づき指定された地域をいう。
- (2) 本事業のうち、指定棚田地域と関連する事業は以下のものとする。 ア 生産体制・技術確立支援

第6 事業の実施手続

- 1 事業実施計画の作成等
- (1)農業者等向け事業
 - ア 事業実施主体は、別紙に定めるとおり事業実施計画を作成し、生産局長等又 は地方農政局長に提出して、その承認を受けるものとする。

- イ アの事業実施計画については、原則として年度ごとに作成するものとする。
- ウ アの事業実施計画について、次に掲げる重要な変更に係る手続は、アに準じて行うものとする。
 - (ア) 事業実施主体の変更
 - (イ) 別表1の事業内容の欄の取組の新設又は廃止
 - (ウ) 事業費の3割を超える増又は国庫補助金等の増
 - (エ) 事業費又は国庫補助金等の3割を超える減
- (オ) その他別紙で掲げる重要な変更
- (2) 都道府県向け事業
 - ア 事業実施主体は、別紙に定めるとおり事業実施計画を作成し、地方農政局長 に提出して、その承認を受けるものとする。
 - イ アの事業実施計画については、年度ごとに作成するものとする。
 - ウ アの事業実施計画について、次に掲げる重要な変更に係る手続は、アに準じて行うものとする。
 - (ア) 別表2の事業内容の欄の取組の新設又は廃止
 - (イ) 事業費の3割を超える増又は国庫補助金等の増
 - (ウ) 事業費又は国庫補助金等の3割を超える減
 - (エ) その他別紙で掲げる重要な変更
- 2 事業の交付決定及び事業着手
- (1) 事業実施主体は、原則として、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第6条第1項の交付の決定(以下「交付決定」という。)後に事業に着手するものとし、その申請は、持続的生産強化対策事業推進費補助金等交付要綱(平成31年4月1日付け30生産第2180号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。)により行うものとする。

ただし、事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情がある場合にあっては、事業の内容が承認され、又は第4の1(5)ウにより事業実施計画の承認を得たものとみなすことができ、かつ、補助金の交付が確実となったときに限り、事業実施主体は、交付決定前であっても事業に着手することができる。この場合においては、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

- (2) (1) のただし書により交付決定前に事業に着手する場合においては、事業実施主体は、あらかじめ、1の承認権者の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式第1号により、1の承認権者に提出するとともに、交付要綱第5の規定による申請書の備考欄に交付決定前着手届の提出年月日を記載するものとする。
- (3) 1の承認権者は、事業実施主体が(1)のただし書に基づいて交付決定前に事業に着手する場合には、事前にその理由等を十分に検討して、交付決定前に着手する範囲を必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

第7 事業実施状況の報告

1 事業実施主体は、別紙に定めるとおり実施状況報告書を作成し、以下の表の左欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる期限までに同表の右欄に掲げる者に提出するものとする。

事業	提出期限	提出先
農業者等向け事業	事業完了年度の翌年度	生産局長等又は地方農政局長
(学校給食用牛乳供給推進事業を除く。)	の7月末	
学校給食用牛乳供給推進事業	事業実施年度の翌年度	地方農政局長
	の6月末	
都道府県向け事業	別紙に定める期限	別紙に定める提出先

- 2 生産局長等又は地方農政局長は、1の規定にかかわらず、事業実施年度の途中に おいて、必要に応じて事業実施主体に事業実施状況の報告を求めることができるも のとする。
- 3 1の事業実施状況の報告を受けた者は、その内容を検討し、成果目標の達成等が 見込まれないと判断したときは、当該事業実施主体に対して必要な指導を行うもの とする。

第8 事業の評価

- 1 農業者等向け事業
- (1) 事業実施主体は、原則として、成果目標の達成状況について、別紙に定めた点 検評価様式により作成し、自己評価を行い、目標年度の翌年度の7月末日までに 生産局長等又は地方農政局長に報告するものとする。
- (2) (1) の事業評価の報告を受けた場合には、遅滞なく、生産局等又は地方農政局においてその内容について点検評価し、原則、その結果を踏まえた評価所見を別記様式第2号に記入するものとする。
- (3) 生産局は、生産局等及び地方農政局の点検評価結果を取りまとめ、農林水産省 食料産業局長及び生産局長が設置する外部有識者で構成される評価検討委員会 (以下「評価検討委員会」という。) に諮るものとし、生産局長等又は地方農政 局長は、評価検討委員会の意見を踏まえ、最終的な評価結果を取りまとめるもの とする。

この場合において、評価検討委員会が意見聴取を行うときは、生産局長等又は 地方農政局長は、必要に応じて事業実施主体に指示して、事業の取組内容を評価 検討委員会に説明させることができるものとする。

- (4) 生産局長等及び地方農政局長は、(3) により取りまとめられた最終的な評価 結果を公表するものとする。
- (5) 地域公募事業にあっては、地方農政局は、(2) の点検評価の結果、成果目標が達成されていないと判断する場合には、当該事業実施主体に対し、目標達成に向けて取り組むよう指導を行い、別記様式第3号により速やかに改善計画を提出させるものとする。

ただし、以下に該当する場合にあっては、事業実施主体から成果目標の変更又は評価の終了の改善計画を提出させ、評価検討委員会に諮り、妥当と判断された場合には成果目標を変更し、又は評価を終了することができることとする。

なお、成果目標の変更手続は、重要な変更に係る手続に準じて行うものとする。

- ア 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合
- イ 社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じて いる場合
- (6) (5) の改善計画に基づく取組の再評価については、(1) 及び(2) に準じて行うものとする。

なお、地域公募事業にあっては、事業実施主体は、成果目標の達成状況を改善計画の終期となる年度の翌年度の7月末日までに報告することとする。

ただし、改善計画は2年以内の計画となるよう設計することとする。

- (7) 地方農政局は、(5) により指導を行った場合には、その内容を生産局等に報告するものとする。
- 2 都道府県向け事業 都道府県向け事業の評価については、別紙に定めるとおりとする。
- 3 事業実施効果等の調査

国は、事業の実施効果等の本事業の実施に必要な事項に関する調査を関係都道府 県と連携して行うとともに、必要に応じて、その内容を公表することができるもの とする。

第9 取組ごとの留意事項

本事業の実施に当たっての留意事項は、以下に定めるものによる。

1 農山漁村の男女共同参画社会の形成の推進

「農山漁村の男女共同参画社会の形成に関する総合的な推進について」(平成11年11月1日付け11農産第6825号農林水産省経済局長、統計情報部長、構造改善局長、農産園芸局長、畜産局長、食品流通局長、農林水産技術会議事務局長、食糧庁長官、林野庁長官及び水産庁長官通知)に基づく男女共同参画社会の形成に向けた施策の着実な推進に配慮するものとする。

2 経営の安定を図るための各種制度の積極的活用

事業の継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、農業保険法(昭和22年法律第185号)に基づく収入保険・農業共済等への積極的な加入を促すものとする。

3 園芸用使用済みプラスチック等の適正処理

園芸用使用済みプラスチック等の適正かつ円滑な処理を推進するため、事業実施地区等において、「産業廃棄物管理票制度の運用について」(平成23年3月17日付け環廃産発第110317001号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知)、「園芸用使用済プラスチック適正処理に関する指導について」(平成7年10月23日付け7食流第4208号農林水産省食品流通局長通知)等に基づき、組織的な回収・処理体制の整備がなされるよう努めるものとする。

4 セイヨウオオマルハナバチの飼養等施設の適切な管理

特定外来生物に指定されているセイヨウオオマルハナバチの飼養等施設の適切な管理を徹底するため、セイヨウオオマルハナバチを飼養する者にあっては、「セイョウオオマルハナバチの飼養等施設の適切な管理の徹底について(平成24年12月21日付け24生産第2455号農林水産省生産局農産部園芸作物課長通知)等に基づき、野外への逃亡防止等に万全を期すものとする。

5 推進指導

国は、本事業の効果的な推進が図られるよう、都道府県、市町村、農業団体、試験研究機関等の協力を得つつ、事業実施主体に対して必要な助言及び指導を行うものとする。

第10 国と都道府県の情報共有

地方農政局長は、本事業の円滑な実施に資するため、地域公募事業について、以下のとおり都道府県との間で、管内の情報を共有するものとする。ただし、事業実施主体が都道府県である場合又は事業実施主体の構成員に都道府県が含まれる場合はこの限りでない。

- 1 地方農政局長は、事業実施主体から提出された地域公募事業の事業実施計画について、当該事業実施主体が所在する都道府県(以下「関係都道府県」という。)に対して情報提供をするものとする。
- 2 地方農政局長は、第7の1に基づき事業実施主体から提出された地域公募事業の 実施状況報告及び第7の3に基づく当該事業に係る事業実施主体に対する指導の内 容について、関係都道府県に情報提供するものとする。
- 3 地方農政局長は、第8の1(1)に基づき事業実施主体から提出された成果目標の達成状況報告及び自己評価、第8の1(2)に基づく点検評価及び第8の1(5)に基づく事業実施主体に対する指導の内容について、関係都道府県に情報提供するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行に伴い、産地活性化総合対策事業実施要綱(平成23年4月1日付け22生産第10888号農林水産事務次官依命通知)、新しい園芸産地づくり支援事業実施要綱(平成28年4月1日付け27生産第2954号農林水産事務次官依命通知)、果樹農業好循環形成総合対策実施要綱(平成13年4月11日付け12生産第2774号農林水産事務次官依命通知)、次世代施設園芸拡大支援事業実施要綱(平成28年4月1日付け27生産第2937号農林水産事務次官依命通知)、オーガニック・エコ農産物安定供給体制構築事業実施要綱(平成28年4月1日付け27生産第2794号農林水産事務次官依命通知)、農業生産工程管理推進事業補助金実施要綱(平成30年3月30日付け29生畜第1364号農林水産事務次官依命通知)、農業生産工程管理推進事業交付金実施要綱(平成30年4月1日付け29生産第2347号農林水産事務次官依命通知)、飼料生産型酪農経営支援事業実施要綱(平成23年4月1日付け22生畜第2423号農林水産事務次官依命通知)、飼料生産型酪農経営支援推進事業実施要綱(平成23年4月1日付け22生畜第2423号農林水産事務次官依命通知)、配料生産型酪農経営支援推進事業実施要綱(平成23年4月1日付け22生畜第2423号農林水産事務次官依命通知)、配料生産型酪農経営支援推進事業実施要綱(平成23年4月1日付け22生畜第2423号農林水産事務次官依命通知)、配料生産型酪農経営支援推進事業実施要綱(平成23年4月1日付け22生畜第2425号農林水産事務次官依命通知)、配農経営

体生産性向上緊急対策事業実施要綱(平成29年3月31日付け28生畜第1530号農林水産事務次官依命通知)及び学校給食用牛乳供給推進事業実施要綱(平成26年3月24日付け25生畜第2104号農林水産事務次官依命通知。以下「廃止対象要綱」と総称する。)は廃止する。

- 3 2による廃止前の産地活性化総合対策事業実施要綱に基づき平成 30 年度の事業 実施計画の承認を受けた地域コンソーシアム支援事業及び生産体制・技術確立支援 事業のうち新品種・新技術の確立支援事業の継続地区については、平成 31 年度に限 り実施できるものとし、事業の成果目標及び事業実施手続に係る規定の適用につい ては、なお従前の例による。
- 4 2による廃止前の果樹農業好循環形成総合対策事業実施要綱に基づき平成 31 年度以降も継続することとなった事業実施計画の実施手続に係る規定の適用については、なお、従前の例による。
- 5 平成30年度以前に実施された2の事業に係る成果目標、実施状況報告及び評価に 係る規定の適用については、なお従前の例による。
- 6 平成30年度に実施された畜産競争力強化対策民間団体事業実施要綱(平成17年4月1日付け16生産第8097号農林水産事務次官依命通知)に基づく事業のうち、 牛の個体識別情報の活用の効率化・高度化対策事業及び乳製品国際規格策定活動支援事業に係る事業実施状況の報告、事業評価等については、なお従前の例による。
- 7 2による廃止前の廃止対象要綱(他の要綱で準用される場合を含む。)に基づき、 平成31年度以降に繰り越して実施される事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の持続的生産強化対策事業実施要綱(平成31年4月1日付け30生産第2038号農林水産事務次官依命通知)に基づく事業については、なお従前の例による。

附則

- 1 この改正は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前までに実施している事業については、なお従前の例による。

別表1 (農業者等向け事業の内容)

事業の区分	自寺PI()争未の内谷) 	事業実施主体	補助対象経費の範	補助率
			囲	
1 時代を拓く園芸				
産地づくり支援				
(別紙1参照)				
(1) 水田農業高収	 ア 全国協議会の設置・運営	 ・民間団体	↓ ・備品費	 ・定額
益作物導入推進			・賃金等	
事業(全国推進)	│ │ イ 先進的な生産技術等の普及に向けた取組		・事業費	
			会場借料	
	│ │ ウ 先進的な出荷技術の普及に向けた取組		通信・運搬費	
			借上費	
			印刷製本費	
			資料購入費	
			原材料費	
			資機材費	
			消耗品費	
			· 旅費	
			委員旅費	
			調査等旅費	
			- 謝金	
			・委託費	
			・役務費	
			· 雑役務費	
			手数料	
			租税公課	
 (2)端境期等対策	│ │ア 端境期等対策産地育成強化推進事業	 ・独立行政法人農畜産	 アの取組	 ・定額
産地育成事業		業振興機構	_	
	 イ 端境期等対策産地育成強化支援事業			
			イの取組	
			▪備品費	
			・賃金等	
			・事業費	
			会場借料	
			通信・運搬費	
			借上費	
			印刷製本費	
			資料購入費	
			消耗品費	
			燃料費	
	<u> </u>		/m:1134	

[ſ	7	1	r
			光熱水料	
			・旅費	
			委員旅費	
			調査等旅費	
			・謝金	
			• 委託費	
			• 役務費	
			• 雑役務費	
			手数料	
			租税公課	
2 果樹農業生産力				
増強総合対策				
(別紙2参照)				
 (1)果樹労働生産	 ア 果樹経営支援等対策事業	 ・民間団体	 ・備品費	・定額
性向上等対策事	 (ア)果樹経営支援対策事業		・賃金等	
業	(イ)果樹未収益期間支援事業		事業費	
	(ウ)未来型果樹農業等推進条件整備事業		会場借料	
			通信・運搬費	
	イ 新品目・新品種導入実証等事業		借上費	
			印刷製本費	
	 ウ 果樹農業調査研究等事業		資料購入費	
	, 不倒版未则且则几寸更未		消耗品費	
			光熱水費	
			燃料費	
			・旅費	
			委員旅費	
			調査等旅費	
			・謝金	
			• 委託費	
			• 役務費	
			・雑役務費	
			手数料	
			租税公課	
(2)果樹優良苗木	ア 優良苗木生産推進事業	• 民間団体	・備品費	・定額
• 花粉安定確保	イ 果樹種苗増産緊急対策事業		・賃金等	
対策事業	ウ 花粉専用園地育成推進事業		・事業費	
			会場借料	
			通信・運搬費	
			借上費	
			印刷製本費	
L	L	J	J	لـــــا

資料購入費 消耗品費 光熱水費 燃料費 ・ 変長旅費 調査等旅費 ・ 設全 ・ 変形費 ・ 設全 ・ 変形費 ・ 受影費 ・ 投務費 ・ 支額 ・ 支
燃料費
・旅費 委員旅費 調査等旅費 ・別金 ・委託費 ・役務費 ・程役務費 ・整役務費 ・整役務費 ・整役務費 ・整役務費 ・要数料 租税公課 ア 果実輸送技術実証支援事業 ・公益財団法人中央果 実協会 イ 果実輸送技術実証支援事業 ・公益財団法人中央果 実協会 イ 果実輸送技術実証支援事業 ・公益財団法人中央果 実協会 ・定額 を関係といる。 ・定額 ・定額 ・変数を表して、のののでは、一定額 ・定額 ・変数を表して、ののでは、一定額 ・変数を表して、ののでは、一定額 ・変数を表して、ののでは、一定額 ・変数を表して、ののでは、一定額 ・変数を表して、ののでは、一定額 ・変数を表して、ののでは、一定額 ・変数を表して、ののでは、一定額 ・変数を表して、ののでは、一定額 ・変数を表して、一定額 ・変数を表して、ののでは、一定額 ・変数を表して、一定額 ・変数を表して、一定数 ・変数を表して、一定数数を表して、一定数数を表して、一定数数を表して、一定数数を表して、一定数数を表して、一定数数を表して、一定数数を表して、一定数数を表して、一定数数を表して、一定数数を表して、一定数数を表して、一定数数を表して、一定数数を表して、一定数数を表して、一定数数を表して、一定数数を表して、表して、表して、表して、表して、表して、表して、表して、表して、表して、
安員旅費 調査等旅費 ・謝金 ・ 委託費 ・ 役務費 ・ 雑役務費 宇数料 相税公課
調査等旅費 ・謝金 ・愛託費 ・受託費 ・受務費 ・雑役務費 ・難役務費 ・華教料 相税公課 ・公益財団法人中央果
・謝金・委託費・役務費・投務費・雑役務費・難役務費・数料 租税公課 (3)果実流通加工 ア 果実加工需要対応産地強化事業 ・公益財団法人中央果 ー ・定額 対策事業 イ 果実輸送技術実証支援事業 ・公益財団法人中央果 ー ・定額 (4)被害果実利用 促進等対策事業 ・公益財団法人中央果 ター・定額 イ 自然災害被害果実加工利用促進等対策事業 ・公益財団法人中央果 ー ・定額 と関係を関係を関係している。 ・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・委託費 ・役務費 ・被役務費 ・教教費 ・教教事業 (3)果実流通加工 対策事業 (4)被害果実利用 促進等対策事業 (5)パインアップ ル構造改革特別 対策事業 (5)パインアップルの品質向上及び栽培農家の ル構造改革特別 対策事業 (6)果樹緊急総合 対策事業 (6)果樹緊急総合 対策支援事業 (6)果砂質が表別を表別では必要な取組 (6)果樹緊急総合 対策支援事業 (6)果砂質が表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表
・役務費 ・雑役務費 ・教役務費 ・教教科 和税公課 (3)果実流通加工 対策事業 イ 果実輸送技術実証支援事業 (4)被害果実利用 促進等対策事業 (5)パインアップ ル構造改革特別 対策事業 (5)パインアップルの品質向上及び栽培農家の ル構造改革特別 対策事業 経営安定を図るために行う、優良種苗の供 給、栽培管理方法の改善等の取組に要する 経費への支援 ・果実等の輸出入の急激な変動、自然災害等 対策支援事業 ・公益財団法人中央果 実協会 ・定額 に変している。 ・でで表している。 ・でで表している。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・雑役務費 手数料 租税公課 ・公益財団法人中央果 ・定額 ・定額 ・定額 ・定額 ・ ででである ・ ででである ・ でである ・ である である
・雑役務費 手数料 租税公課 ・公益財団法人中央果 ・定額 ・定額 ・定額 ・定額 ・ ででである ・ でである ・ である である ・ である である である である ・ である である である である
(3)果実流通加工 対策事業
(3) 果実流通加工 ア 果実加工需要対応産地強化事業 ・公益財団法人中央果
(3) 果実流通加工 ア 果実加工需要対応産地強化事業 ・公益財団法人中央果 実協会 (4) 被害果実利用 促進等対策事業 ア 果汁特別調整保管等対策事業 実協会 (5) パインアップ ・パインアップルの品質向上及び栽培農家の 経営安定を図るために行う、優良種苗の供 対策事業 給、栽培管理方法の改善等の取組に要する 経費への支援 (6) 果樹緊急総合 対策支援事業 ・果実等の輸出入の急激な変動、自然災害等 大公益財団法人中央果 ー ・定額 に応じて別途定
対策事業
(4)被害果実利用 促進等対策事業 ア 果汁特別調整保管等対策事業 ・公益財団法人中央果 実協会 一 ・定額 (5)パインアップ ル構造改革特別 対策事業 ・パインアップルの品質向上及び栽培農家の 経営安定を図るために行う、優良種苗の供 給、栽培管理方法の改善等の取組に要する 経費への支援 ・公益財団法人中央果 実協会 一 ・定額 (6)果樹緊急総合 対策支援事業 ・果実等の輸出入の急激な変動、自然災害等 の不測の事態に対処するために必要な取組 ・公益財団法人中央果 実協会 (生産局長が状況 に応じて別途定 ・定額
(4)被害果実利用 促進等対策事業
促進等対策事業 実協会 イ 自然災害被害果実加工利用促進等対策事業 実協会 (5)パインアップ ・パインアップルの品質向上及び栽培農家の ル構造改革特別 対策事業 ・公益財団法人中央果 ター・定額 実協会 (6)果樹緊急総合 対策支援事業 ・果実等の輸出入の急激な変動、自然災害等 の不測の事態に対処するために必要な取組 ・公益財団法人中央果 (生産局長が状況 ・定額 に応じて別途定
イ 自然災害被害果実加工利用促進等対策事業 (5)パインアップ ・パインアップルの品質向上及び栽培農家の ル構造改革特別 対策事業 経営安定を図るために行う、優良種苗の供 対策事業 給、栽培管理方法の改善等の取組に要する 経費への支援 (6)果樹緊急総合 対策支援事業 ・果実等の輸出入の急激な変動、自然災害等 の不測の事態に対処するために必要な取組 実協会 に応じて別途定
業 (5)パインアップ ・パインアップルの品質向上及び栽培農家の ・公益財団法人中央果 ・定額 ル構造改革特別 経営安定を図るために行う、優良種苗の供 実協会 対策事業 給、栽培管理方法の改善等の取組に要する 経費への支援 (6)果樹緊急総合 ・果実等の輸出入の急激な変動、自然災害等 ・公益財団法人中央果 (生産局長が状況 ・定額 対策支援事業 の不測の事態に対処するために必要な取組 実協会
・パインアップ ・パインアップルの品質向上及び栽培農家の ル構造改革特別 経営安定を図るために行う、優良種苗の供 実協会 実協会 会費への支援 ・果実等の輸出入の急激な変動、自然災害等 かな益財団法人中央果 (生産局長が状況 ・定額 が策支援事業 の不測の事態に対処するために必要な取組 実協会 に応じて別途定
ル構造改革特別 経営安定を図るために行う、優良種苗の供 実協会 対策事業 給、栽培管理方法の改善等の取組に要する 経費への支援 ・果実等の輸出入の急激な変動、自然災害等 ・公益財団法人中央果 (生産局長が状況 ・定額 対策支援事業 の不測の事態に対処するために必要な取組 実協会 に応じて別途定
対策事業 給、栽培管理方法の改善等の取組に要する 経費への支援 ・ 果実等の輸出入の急激な変動、自然災害等 ・ 公益財団法人中央果 (生産局長が状況 ・ 定額 対策支援事業 の不測の事態に対処するために必要な取組 実協会 に応じて別途定
経費への支援 (6) 果樹緊急総合 ・果実等の輸出入の急激な変動、自然災害等 ・公益財団法人中央果 (生産局長が状況 ・定額 対策支援事業 の不測の事態に対処するために必要な取組 実協会 に応じて別途定
(6) 果樹緊急総合 ・果実等の輸出入の急激な変動、自然災害等 ・公益財団法人中央果 (生産局長が状況 ・定額 対策支援事業 の不測の事態に対処するために必要な取組 実協会 に応じて別途定
対策支援事業の不測の事態に対処するために必要な取組実協会に応じて別途定
·
に向けた取組 実協会・賃金等
・事業費
会場借料
通信・運搬費
借上費
印刷製本費
資料購入費
当我们的一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个
光熱水費
燃料費
14. ±th
・旅費

3 ジャパンフラワ 一強化プロジェク ト推進 (別紙3参照)			調査等旅費 ・謝金 ・委託費 ・役務費 ・雑役務費 手数料 租税公課	
(1)「戦略品目」等設定等	ア 「戦略品目」設定 イ 花き産業関係者の連携	- 協議会	· 事 会 通 印 資 消 旅 委 謝 雑 手 租 衛 費 借 · 製 購 品 費 員 金 役 数 税 数 费 费 费 费 费 费 费 费 费 数 公 数 税 公 数 税 公 数 税 公 数 税 公 数 税 公 数 税 公 数 税 公 数 税 公 数 税 公	- 定額
(2) 花きの品目ご との特徴に対応 した生産・流通 ・消費拡大の取 組	ア 生産供給体制の強化 イ 流通の効率化・高度化 ウ 需要の拡大 エ 検討会の開催、調査・分析及び成果の普及活動 オ 品目横断的な課題解決に向けた取組	· 協議会	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	定額

[[1]	۲
			•委託費	
			• 役務費	
			・雑役務費	
			手数料	
			租税公課	
(3)国と試験研究	ア 技術実証・経営分析	・コンソーシアム	・備品費	・定額
機関主導による			・賃金等	
全国レベルでの	イ 実証成果の普及		・事業費	
技術実証			会場借料	
	ウ 実証成果の定着		通信・運搬費	
			借上費	
			改植等支援費	
			印刷製本費	
			資料購入費	
			原材料費	
			資機材費	
			消耗品費	
			・旅費	
			委員旅費	
			調査等旅費	
			・謝金	
			・委託費	
			・役務費	
			• 雑役務費	
			手数料	
			租税公課	
(4) 国産花きの雲	│ │ ア 家庭や職場等日常生活での利用拡大・定			 • 定額
要構造の変化に		・コンソーシアム	• 賃金等	Æ ER
対応した取組	│		・事業費	
列心 し /こ4x // 位	通の効率化		会場借料	
	通の効率に			
			通信・運搬費	
			借上費	
			改植等支援費	
			印刷製本費	
			原材料費	
			資機材費	
			消耗品費	
			・旅費	
			委員旅費	
			調査等旅費	

4 養蜂等振興強化推進 (別紙4参照)			·謝金 ·委託費 ·役務費 ·雑役務費 手数料等 租税公課	
(1)地域公募事業	ア 蜂群配置調整適正化支援事業 (ア) 植栽検討会議の開催 (イ) 蜜源植物の植栽・管理 (ウ) 蜜源植物の植栽状況等の実態把握 (エ) 蜜源植物の保護・増殖推進のための普 及啓発の取組	- 協議会	·····································	・定額
	イ 花粉交配用蜜蜂の安定調達支援事業 (ア)協力プランの作成 (イ)花粉交配用蜜蜂の安定確保のための技術実証 (ウ)マニュアルの作成、講習会の開催等	・農業者の組織する団体 ・花粉交配用蜜蜂安定 調達協議会	・情 金 業 場 信 年 音 書 場 信 上 刷 料 材 相 報 費 本 入 費 費 費 費 費 費 費 費 費 費 責 費 し 変 の の の の の の の の の の の の の の の の の の	・定額

	Т)		r
			・謝金	
			・委託費	
			• 役務費	
			・雑役務費	
			手数料	
			租税公課	
	ウ 在来種マルハナバチの利用拡大支援事業	・農業者の組織する団	· 備品費	・定額
	(ア)検討会の開催	体	・賃金等	
	(イ)利用技術の実証・展示	・在来種マルハナバチ	• 事業費	
	│ │ (ウ)先進地視察、マニュアルの作成、講習	利用拡大協議会	会場借料	
	会の開催等		通信・運搬費	
			借上費	
			印刷製本費	
			資料購入費	
			原材料費	
			資機材費	
			消耗品費	
			•委員旅費	
			・謝金	
			• 委託費	
			・役務費	
			• 雑役務費	
			手数料	
			租税公課	
(2)全国公募事業	ア 事業推進委員会の設置・運営 開催	・民間企業	・備品費	・定額
		・公益社団法人	• 事業費	
	│ │ イ 養蜂関連データの蓄積・活用に向けた取	• 公益財団法人	会場借料	
	組	・一般社団法人	通信・運搬費	
		・一般財団法人	借上費	
	 ウ 花粉交配用蜜蜂群の供給体制の強化に向	・協同組合	印刷製本費	
	けた取組	・企業組合	資料購入費	
		•特定非営利活動法人	原材料費	
	 エ 飼養衛生管理技術向上に向けた取組	・独立行政法人	消耗品費	
	87.32 FT - 1-12/10 FT - 1-12/11 / 1-12/11	·協議会	・旅費	
		1/1/1 HTX	委員旅費	
			調査等旅費	
			•謝金 	
			・賃金等	
			・委託費	
			・役務費	

[ןן		[]
			• 雑役務費	
			手数料	
			租税公課	
5 茶・薬用作物等				
地域特産作物体制				
強化促進				
(別紙5参照) 				
(1)全国的な支援	ア 検討会の開催	・公益社団法人	・備品費	・定額
体制の整備事業		・公益財団法人	• 賃金等	
	イ 事前相談窓口の設置	・一般社団法人	・事業費	
		・一般財団法人	会場借料	
	ウ 地域相談会等の実施	・協同組合	通信・運搬費	
		• 特定非営利活動法人	借上費	
	エ 栽培技術研修の実施	・独立行政法人	印刷製本費	
		• 協議会	資料購入費	
	オ 産地動向・栽培技術等の調査・分析等		原材料費	
			資機材費	
	カニ需要・消費動向等調査の実施		消耗品費	
			情報発信費	
	キ 課題解決実証の実施		燃料費	
			・旅費	
	ク 需要拡大に資する取組の実施		委員旅費	
			調査等旅費	
	ケ 有能人材登録等の実施		謝金	
			・委託費	
	コ 情報発信ツールの構築		• 役務費	
			• 雑役務費	
			手数料	
			租税公課	
 (2)地域の生産体	 ア 検討会の開催	 ・都道府県	 · 備品費	・定額
制強化・需要創		・市町村	賃金等	ただし、イ
出事業	イ 生産体制の強化	・農業者の組織する団	給与	(ウ) 及び
	(ア) 栽培実証ほの設置	体	- 報酬	(ケ)並びに
	(イ)種苗増殖実証ほの設置等	·· ·公社	• 職員手当等	ウ(ウ)の取
	(ウ) 新たな栽培技術等の実証導入	・協議会	事業費	組のうち導
	(エ) 関連設備・農業機械の開発・改良	ただし、イ(ク)	会場借料	入機械等の
	(オ) 栽培マニュアルの作成	の取組は都道府県、	通信運搬費	リースにつ
	(カ)課題等解決のための調査・分析	市町村を除く。	借上費	いては1/
	(キ)マッチングの開催	イ(ケ)の取組は、	改植等支援費	2以内
				2 % P3
L	(ク) 茶の改植等、薬用作物の新植及び永年 	都道府県、市町村を 	印刷製本費 	[]

			ı	۲
	性工芸作物の改植等の促進	除き、特定農業法人	資料購入費	
	(ケ) 農業機械等リース支援	を加える。	原材料費	
	(コ)人材確保策の検討	ウの取組は都道府	資機材費	
		県、市町村を除く。	消耗品費	
	ウ 需要の創出		情報発信費	
	(ア) 消費者・実需者ニーズ等の把握		燃料費	
	(イ)実需者等と連携した商品開発		・旅費	
	(ウ) 製造・加工技術の確立		委員旅費	
	(エ) 消費者に向けたコト体験の展開		調査等旅費	
	(オ)消費者等の理解促進		費用弁償	
			• 謝金	
			• 委託費	
			・役務費	
			• 雑役務費	
			手数料	
			租税公課	
(3)甘味資源作物	ア 国内産いもでん粉高品質化推進事業	・農業者の組織する団	・備品費	・1/2以内
等支援事業	(ア) でん粉原料用いもの適正生産技術の確	体	• 賃金等	
	立	• 事業協同組合連合会	・事業費	
	(イ)品質管理機器の整備	・事業協同組合	会場借料	
		• 民間企業	通信・運搬費	
		• 公益社団法人	借上費	
		• 公益財団法人	印刷製本費	
		• 一般社団法人	資料購入費	
		• 一般財団法人	原材料費	
		・試験研究機関((ア)	消耗品費	
		の取組のみ対象)	• 旅費	
			委員旅費	
			調査等旅費	
			• 謝金	
			・委託費	
			• 役務費	
			• 雑役務費	
			手数料	
			租税公課	
	イ 農業機械等導入支援事業	・農業協同組合	・備品費	(ア)の取組
	(ア) さとうきび農業機械等導入支援事業	・公社	・事業費	・6/10 以
	(イ) 北海道・南九州畑作物農業機械等導入	• 土地改良区	借上費	内(リー
	支援事業	・農事組合法人		ス導入の
		・特定農業法人及び特		場合は、

ウ さとうきび産地確立実証事業	定農業団体 ・その他農業者等の組織する団体 ・民間企業 ・農業協同組合 ・公社 ・農事組合法人 ・特定農業法人及び特	・備品費 ・賃金等	リース / 10 以内) (イ)の取 2 リ 入 は 相 1 ハース 場 件 の 内) ・定額 (農業
	織する団体 ・民間企業 ・農業協同組合 ・公社 ・農事組合法人		以内) (イ)の取組 ・1 / 2 リ 内 ス 場 合 相 相 以 物 の 1 / 2 以 内 の は 相 / 2 以
ウ さとうきび産地確立実証事業	・民間企業 ・農業協同組合 ・公社 ・農事組合法人		(イ)の取組 ・1/2以 内(リー ス導入の 場合は相 額の1/ 2以内)
ウ さとうきび産地確立実証事業	・農事組合法人		・1/2以 内(リー ス導入の 場合は、 物件相当 額の1/ 2以内)
ウ さとうきび産地確立実証事業	・公社・農事組合法人		・1/2以 内(リー ス導入の 場合は、 物件相当 額の1/ 2以内)
ウ さとうきび産地確立実証事業	・公社・農事組合法人		内(リー ス導入の 場合は、 物件相当 額の1/ 2以内)
ウ さとうきび産地確立実証事業	・公社・農事組合法人		ス導入の 場合は、 物件相当 額の1/ 2以内)
ウ さとうきび産地確立実証事業	・公社・農事組合法人		場合は、 物件相当 額の1/ 2以内)
	・公社・農事組合法人		物件相当 額の1/ 2以内)
ウ さとうきび産地確立実証事業	・公社・農事組合法人		額の1/ 2以内)
ウ さとうきび産地確立実証事業	・公社・農事組合法人		2 以内)
ウ さとうきび産地確立実証事業	・公社・農事組合法人		
	・公社・農事組合法人	・賃金等	
	・農事組合法人		機械等導入
	・特定農業法人及び特	・事業費	の場合は、物
		会場借料	件相当額の
	定農業団体	研修受講費	6/10以内。
	・農業者等の組織する	通信・運搬費	(農業機械
	団体	 借上費	等のリース
	・民間企業	印刷製本費	の場合はリ
	・協議会	資料購入費	ース料の 6
		原材料費	/10 以内))
		消耗品費	
		燃料費	
		資機材費	
		 • 旅費	
		委員旅費	
		調査等旅費	
		•謝金	
		• 委託費	
		・役務費	
		• 雑役務費	
		手数料	
		租税公課	
6 生産体制・技術 ア 新品種・新技術の特性把握	・都道府県	・備品費	・定額
確立支援(ア)品種・技術の特性把握	• 市町村	・賃金等	
(別紙6参照) (イ) 栽培・技術マニュアルの作成	・中間事業者	• 給与	
(ウ)産地・実需者の意向・ニーズ等訂	・農業協同組合連合会	- 報酬	
(エ)品種・技術と産地・実需者等との	カマッ ・農業協同組合	・職員手当等	
チング活動		・事業費	

			会場借料	
	イ 産地・実需者等が連携して行う実証等を		通信・運搬費	
	通じた生産技術の確立		借上費	
	(ア) 品種・技術の実需者ニーズ等適応性試		印刷製本費	
	験		資料購入費	
	(イ)生産性向上・経営改善効果分析		原材料費	
	(ウ)産地として導入を進めるべき品種・技		消耗品費	
	術の選定		燃料費	
	(エ)導入を進めるべき生産技術の確立活動		・旅費	
			委員旅費	
	ウ 新品種・新技術の普及等に関する手引き		調査等旅費	
	の作成		費用弁償	
			•謝金	
			・委託費	
			・役務費	
			・雑役務費	
			手数料	
			租税公課	
7 農作業安全総合	ア 農作業安全指導体制の構築	・民間企業	・備品費	・定額
対策推進	(ア)研修カリキュラムの作成、指導員等の	• 協同組合	・賃金等	
(別紙7参照)	登録・管理体制の構築	・国立大学法人	・事業費	
	(イ)農作業安全指導員育成者(仮称)の育	・公立大学法人	会場借料	
	成・登録	・学校法人	通信・運搬費	
	(ウ)農作業安全指導員(仮称)の育成・登	• 独立行政法人	借上費	
	録	• 特定非営利活動法人	印刷製本費	
	 イ 安全啓発コンテンツの整備	• 公益社団法人	資料購入費	
		• 公益財団法人	消耗品費	
		• 一般社団法人	情報発信費	
		• 一般財団法人	燃料費	
		• 任意団体	・旅費	
			委員旅費	
			調査等旅費	
			•謝金	
			・委託費	
			・役務費	
			・雑役務費	
			手数料	
			租税公課	
			1五1ルム 环	
Î			<u> </u>	L

8 有機農業推進総				
自 合対策				
(別紙8参照)				
(1) 有機農業新規	 ア 有機農業新規参入者技術習得支援事業	 ・民間企業	↓ - ・備品費	· 定額
参入者技術習得		• 一般社団法人	・賃金等	
等支援事業		•一般財団法人	・事業費	
		· 公益社団法人	会場借料	
		・公益財団法人	通信・運搬費	
		▪協同組合	借上費	
		・企業組合	印刷製本費	
		• 特定非営利活動法人		
		・学校法人	原材料費	
		・特殊法人	資機材費	
		・許可法人	消耗品費	
		• 独立行政法人	情報発信費	
			研修受講費	
			・旅費	
			調査旅費	
			 • 謝金	
			・委託費	
			• 役務費	
			・雑役務費	
			手数料	
			租税公課	
	イ 有機農地集約化試行支援事業	· 市町村	・備品費	・定額
		・公社(市町村が出資	・賃金等	
		しているものに限	- 幸促西州	
		る)	・事業費	
		・協議会	会場借料	
			通信・運搬費	
			借上費	
			印刷製本費	
			資料購入費	
			原材料費	
			資機材費	
			消耗品費	
			認証取得推進費	
			情報発信費	
			・旅費	

	т	ן		۲
			委員旅費	
			調査旅費	
			・謝金	
			• 委託費	
			• 役務費	
			• 雑役務費	
			手数料	
			租税公課	
 (2)有機農産物安	ア オーガニックビジネス実践拠点づくり事	 ・民間企業	 ・備品費	· 定額
定供給体制構築	業	・一般社団法人	・賃金等	ただし、供給
事業		・一般財団法人	・事業費	拡大型の取
		・公益社団法人	会場借料	組は1/2
		・公益財団法人	通信・運搬費	以内(実需ニ
		・協同組合	借上費	ーズ対応タ
		• 企業組合	印刷製本費	イプにおけ
		•特定非営利活動法人	資料購入費	る一部取組
		・特殊法人	原材料費	は定額)
		・許可法人	次初 44 頁 資機材費	16.足银/
			消耗品費	
		・独立行政法人		
		·協議会	情報発信費	
		・農業者の組織する団	・旅費	
		体	委員旅費	
			調査等旅費	
			·謝金 	
	イ オーガニックビジネス拡大支援事業	・民間企業	・旅費	・定額
		・一般社団法人	調査等旅費	
		・一般財団法人	・備品費	
		・公益社団法人	• 賃金等	
		・公益財団法人	• 事業費	
		・協同組合	会場借料	
		・企業組合	通信・運搬費	
		・特定非営利活動法人	借上費	
		・学校法人	印刷製本費	
		・特殊法人	資料購入費	
		・許可法人	原材料費	
		• 独立行政法人	資機材費	
		・協議会	消耗品費	
			情報発信費	
			旅費	
			委員旅費	
	L	L	女只小只	LJ

T		 調査等旅費	[]
		·謝金	
		•委託費	
		• 役務費	
		• 雑役務費	
		手数料	
		租税公課 	
ウ 産地間・自治体間連携支援事業 			
(ア) 自治体間連携活動支援事業	・民間企業	(ア)の取組	・定額
	・一般社団法人	・備品費	
	•一般財団法人	• 賃金等	
	・公益社団法人	• 事業費	
	・公益財団法人	会場借料	
	・協同組合	通信・運搬費	
	・企業組合	借上費	
	• 特定非営利活動法人	印刷製本費	
	・学校法人	資料購入費	
	・特殊法人	原材料費	
	・許可法人	資機材費	
	・独立行政法人	消耗品費	
	▪協議会	情報発信費	
		• 旅費	
		委員旅費	
		調査等旅費	
		・謝金	
		・委託費	
		役務費	
		雑役務費	
		手数料	
		租税公課	
		11176 24 1076	
(イ) 生産技術課題対応実証支援事業	・民間企業	(イ)の取組	・1/2以内
、1/土压以时的险约心大叫人以于不	・一般社団法人	・備品費	1/ 2 % [1]
	・一般財団法人	• 賃金等	
	・一般射団法人 ・公益社団法人	・事業費	
	·公益社団法人 ·公益財団法人	会場借料	
	・公益財団法人 ・協同組合	云塚恒科 通信 • 運搬費	
	・企業組合	借上費	
	・特定非営利活動法人	印刷製本費	
 [・学校法人	資料購入費 	<u>[</u>

		٦		٠,
		・特殊法人	原材料費	
		・許可法人	資機材費	
		・独立行政法人	消耗品費	
		・協議会	情報発信費	
			・旅費	
			委員旅費	
			調査等旅費	
			謝金	
			・委託費	
			・役務費	
			・雑役務費	
			手数料	
			租税公課	
	(ウ)流通技術課題対応実証支援事業	・民間企業	(ウ)の取組	・1/2以内
		• 一般社団法人	・備品費	
		• 一般財団法人	・賃金等	
		・公益社団法人	・事業費	
		・公益財団法人	会場借料	
		・協同組合	通信・運搬費	
		・企業組合	借上費	
		・特定非営利活動法人	印刷製本費	
		・学校法人	資料購入費	
		・特殊法人	原材料費	
		・許可法人	資機材費	
		・独立行政法人	消耗品費	
		• 協議会	情報発信費	
			• 旅費	
			委員旅費	
			調査等旅費	
			謝金	
			• 委託費	
			• 役務費	
			• 雑役務費	
			手数料	
			租税公課	
i l				

 (3)国産有機農産	「 ア 国産有機サポーターズ活動推進事業	・民間企業	 ・備品費	・定額
(3) 国産有機長産 物等バリューチ	ア 国性有機サポーター人活動推進事業 		・賃金等	- 上領
		・一般社団法人		
ェーン構築推進	イ 国産有機加工品バリューチェーン構築推	・一般財団法人	・事業費	
事業	進事業	・公益社団法人	会場借料	
		・公益財団法人	通信・運搬費	
	ウ 実需者等理解増進活動支援事業 	・協同組合	借上費	
		・企業組合	印刷製本費	
		·特定非営利活動法人	資料購入費	
		・学校法人	原材料費	
		・特殊法人	資機材費	
		・許可法人	消耗品費	
		・独立行政法人	情報発信費	
		・協議会	・旅費	
			委員旅費	
			調査等旅費	
			・謝金	
			・委託費	
			・役務費	
			• 雑役務費	
			手数料	
			租税公課	
9 GAP拡大推進				
加速化				
(別紙9参照)				
		・民間企業	 ・備品費	・定額
進加速化事業	(ア)検討会の開催	・一般社団法人	• 賃金等	
	(イ)実証地区の選定・採択	・一般財団法人	• 事業費	
	(ウ)実証地区の進捗状況管理及び指導・助	・公益社団法人	会場借料	
	言	・公益財団法人	通信・運搬費	
	│ │ (エ)実証データの集約・分析及び事例集等	・協同組合	借上費	
	の作成	・企業組合	印刷製本費	
	│ │ (オ)実証地区が行う取組に対する支援	・特定非営利活動法人	資料購入費	
		・学校法人	消耗品費	
		・特殊法人	認証取得推進費	
		・許可法人	情報発信費	
		・独立行政法人	研修受講費	
		協議会	燃料費	
			光熱水費	
			・旅費	
			委員旅費	
	L	L	女员爪员	L

[調査等旅費	[]
			・謝金	
			・委託費	
			・役務費	
			・雑役務費	
			手数料	
		 	租税公課 	
	イ 国際水準GAPガイドライン普及促進	・民間企業	・備品費	・定額
	(ア) 検討会の開催	・一般社団法人	・賃金等	
	(イ)研修会の開催	・一般財団法人	・事業費	
	(ウ)効果検証の実施	・公益社団法人	会場借料	
		• 公益財団法人	通信・運搬費	
		・協同組合	借上費	
		・企業組合	印刷製本費	
		・特定非営利活動法人	資料購入費	
		・学校法人	消耗品費	
		・特殊法人	情報発信費	
		・許可法人	燃料費	
		・独立行政法人	光熱水費	
		• 協議会	・旅費	
			委員旅費	
			調査等旅費	
			・謝金	
			・委託費	
			・役務費	
			・雑役務費	
			手数料	
			租税公課	
	ウ 日本発GAPの国際化推進	 ・民間企業	 ・備品費	 ・定額
	(ア)検討会の開催	・一般社団法人	・賃金等	
	(イ)海外実需専門家の招聘	・一般財団法人	・事業費	
	(ウ)ASIAGAP認証農産物に関する商	・公益社団法人	会場借料	
	談会等の開催	・公益財団法人	通信・運搬費	
		・協同組合	借上費	
		・企業組合	印刷製本費	
		・特定非営利活動法人	資料購入費	
		・学校法人	消耗品費	
		・特殊法人	研修受講費	
		・許可法人	燃料費	
		・独立行政法人	光熱水費	
	L	14.4.11.14.14.14.14.14.14.14.14.14.14.14	プロボバス 見	LJ

	T	 		۲ا
		・協議会	・旅費	
			委員旅費	
			調査等旅費	
			▶謝金	
			・委託費	
			・役務費	
			• 雑役務費	
			手数料	
			租税公課	
	エ GAP認証審査オンライン化推進	・民間企業	・備品費	・定額
		• 一般社団法人	・賃金等	
		•一般財団法人	・事業費	
		・公益社団法人	会場借料	
		・公益財団法人	通信・運搬費	
		・協同組合	借上費	
		・企業組合	印刷製本費	
		・特定非営利活動法人	資料購入費	
		・学校法人	消耗品費	
		・特殊法人	情報発信費	
		・許可法人	燃料費	
		・独立行政法人	光熱水費	
		・協議会	・旅費	
			委員旅費	
			調査等旅費	
			・謝金	
			・委託費	
			・役務費	
			・雑役務費	
			手数料	
			租税公課	
 (2)畜産GAP拡	 ア 畜産GAP認証審査支援	 ・民間企業	↓ ・備品費	 • 定額
大推進加速化事		・一般社団法人	・賃金等	, C.E.
業	 イ 畜産GAP認証拡大支援	・一般財団法人	・事業費	
	. III MUHIL MAY > > 1/X	・公益社団法人	会場借料	
	 ウ 持続可能性配慮型飼養管理推進	・公益財団法人	通信・運搬費	
	~ 17 17 17 17 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12	・特例民法法人	借上費	
		・協同組合	印刷製本費	
		・企業組合	資料購入費	
		・ 生来他 ロ ・ 特定非営利活動法人	原材料費	
		· 特定非呂利冶勒法人 · 学校法人		
L	L	- 子似本人	/月杜吅复	LJ

		・特殊法人 ・認可法人 ・独立行政法人 ・協議会	認証報 きょう は きょう は きょう は ままま は ままま かい は いい は いい は いい は いい は いい	
10 環境負荷軽減型 酪農経営支援 (別紙 10 参照)				
(1)環境負荷軽減 型酪農経営支援 事業	・ふん尿の還元に必要な飼料作付面積を確保 しながら環境負荷軽減に取り組んでいる酪 農家に対する飼料作付面積に応じた交付金 の交付。また、有機飼料生産の取組に対す る交付金の追加交付	・生乳生産者	_	・定額
(2)環境負荷軽減 型酪農経営支援 推進事業	・環境負荷軽減型酪農経営支援事業の実施のための推進活動、要件確認、事業効果の測定等に必要な経費に対する支援	• 都道府県協議会	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・定額

			 租税公課	[
11 畜産経営体生産				
性向上対策				
(別紙 11 参照)				
(1) ICT 化等機械	ア 地域の畜産農家の実情に応じ、労働負担	・民間企業	 ・備品費	アの取組
装置等導入事業	軽減・省力化のための計画の策定や導入す	• 一般社団法人	・賃金等	・定額
	べき ICT 関連機械等の選定	・一般財団法人	・事業費	
		・公益社団法人	会場借料	イの取組
	イ 地域の畜産農家の労働負担軽減のため、	・公益財団法人	通信・運搬費	・1/2以内
	搾乳ロボット・発情発見装置等の ICT 関連	・共同組合連合会	借上費	
	機械等の導入等		印刷製本費	ウの取組
			資料購入費	・定額
	ウ IoT 機械装置導入事業の円滑な推進を図		原材料費	
	るため、事業推進会議の開催や事業の推進、		資機材費	
	指導、調査等		消耗品費	
			燃料費	
			光熱水費	
			システムの導入	
			・改良費	
			・旅費	
			委員旅費	
			調査等旅費	
			• 謝金	
			・委託費	
			• 役務費	
			• 雑役務費	
			手数料	
			租税公課	
 (2)畜産現場 ICT	 ・畜産農家の ICT 化を促進するために行う、	 	 ・備品費	 - 定額
化調査事業	新型機械の調査、具体的効果の測定等	 売会社、畜産技術者、	・賃金等	
		 学識経験者等が構成	・事業費	
		員となっている協議	会場借料	
		会	通信・運搬費	
			借上費	
			印刷製本費	
			資料購入費	
			原材料費	
			資機材費	
			消耗品費	

(3) ICT 化等機械	・ 畜産農家の ICT 化を推進するため、IoT 機械	・事業協同組合	燃光シ・旅委調謝委役雑手租費水テ良 かい 大き かい 大き はいい はい	· 定額
(3) ICI 化寺機械 装置適合家畜生	・ ・ 新産農家の ICI 化を推進するため、IOI 機械 装置の規格にあった家畜生産等の推進	事業協同組合事業協同組合連合会	· 備品質 · 賃金等	・正観
産推進事業		• 一般社団法人	・事業費	
		• 一般財団法人	会場借料	
		• 公益社団法人	通信・運搬費	
		・公益財団法人	借上費	
		・その他農業者の組織	印刷製本費	
		する団体	資料購入費	
		・上記のいずれかに該	原材料費	
		当する者が連携して	資機材費	
		組織する集団	消耗品費	
			燃料費	
			光熱水費	
			システムの導入	
			・改良費	
			・旅費	
			委員旅費	
			調査等旅費	
			謝金	
			•委託費	
			• 役務費	
			・雑役務費 手数料	
			租税公課	
			11177 A W	

	¬ ^=####=	口服人业	# n #	⇔ .≖
	ア 全国推進協議会の設置・運営 	・民間企業	・備品費	・定額
一ス構築事業		・一般社団法人	・賃金等	ただし、イ
	イ 生産情報の集約・分析のためのシステム 	・一般財団法人 	・事業費	の事業を実施
	整備と推進	· 公益社団法人	会場借料	するのに要す
		• 公益財団法人	通信・運搬費	る経費のう
	ウ 民間クラウドとの連携による情報の利活	• 協同組合	借上費	ち、畜舎内イ
	用	・企業組合	印刷製本費	ンターネット
		• 特定非営利活動法人	資料購入費	環境の改善の
		・学校法人	資機材費	ための通信機
		・特殊法人	消耗品費	器の整備に当
		・認可法人	光熱水費	たっては1/
		・独立行政法人	システムの導入	2以内とす
		• 協議会	・改良費	る。
			・旅費	
			委員旅費	
			調査等旅費	
			・謝金	
			・委託費	
			・役務費	
			・雑役務費	
			手数料	
			租税公課	
	ア 乳製品国際規格案等について検討するた	・一般社団法人Jミル		アからウの
策定活動支援	めの学識経験者、専門家等による国内専門	2	事業費	取組
(別紙 12 参照)	部会等の開催		会場借料	・定額
(7) 12 2 /11/	and deposit of		通信・運搬費	AC IIA
	│ │ イ 乳製品国際規格案に関するコメント及び		借上費	エの取組
	国際酪農連盟からの質問状に対する回答		印刷製本費	・1/2以内
	の取りまとめ並びに関係府省庁や国際酪		資料購入費	1/200
	農連開への提出		消耗品費	
	辰廷並・の徒山		• 旅費	
	ウ コーデックス会合及び国際酪農連盟の諸		委員旅費	
	会合等への出席		調査等旅費	
			•謝金	
	エ 会合結果等に関する報告書の作成及び配		· 賃金	
	布		• 役務費	
			・雑役務費	
			手数料	
		<u> </u>	租税公課	[]

13 学校給食用牛乳				
供給推進				
(別紙 13 参照)				
(1) 学校給食用牛	・デ校給食への牛乳の安定的かつ効率的な供	(1)~(3)の取組	 · 備品費	· 定額
乳供給円滑化推	給等を図るための、学校給食用牛乳供給推	一つの都道府県の区	事業費	
進事業	進会議の開催、事業実施計画の策定、配送	域を活動地域とするも	会場借料	
27.7	の効率化に向けた取組、必要な調査等の実	のとする。	通信・運搬費	
	施	ただし、一つの都道	借上費	
	ne	府県において事業実施	印刷製本費	
		主体は一つまでとす	消耗品費	
		土	・旅費	
		る。 ・農業協同組合又は農	委員旅費	
		業協同組合連合会	調査等旅費	
		・中小企業等協同組合	•謝金 	
		- 公益社団法人、公益	・賃金	
		財団法人、一般社団	• 委託費	
		法人又は一般財団法 .	• 雑役務費	
		人 	手数料	
		・畜産経営の安定に関	租税公課	
		する法律(昭和 36 		
		年法律第 183 号)第		
(2)学校給食用牛	・学校給食用牛乳の供給において、不利な供	2条第4項第1号イ	_	・定額
乳安定需要確保	給条件に基づき掛かり増しとなる経費相当	に規定する生乳生産		
対策事業	額の一部について、供給数量に応じた供給	者団体		
	事業者に対する補助金の交付	・酪農及び肉用牛生産		
(3)学校給食用牛	・学校給食用牛乳の利用を新たに開始した小	の振興に関する法律	_	・定額
乳新規利用推進	・中学校等に供給される飲用牛乳を対象とし	(昭和 29 年法律第		
事業	て、供給数量に応じた供給事業者等に対す	182 号) 第2条第2		
	る奨励金の交付	項の乳業を行う者が		
		直接又は間接の構成		
		員となっている団体		
		・乳業者、生産者等が		
		構成する組織		
14 戦略作物生産拡				
大支援				
(別紙 14 参照)				
(1) 作付体系転換	・都道府県における大豆、麦及び飼料用米等	 ・都道府県	 ・備品費	• 定額
支援事業	の生産性向上に向けた体制整備や技術・経	・大豆、麦及び飼料用	・給与	
	営実証等	米等生産性向上協議	- 報酬	
		会	・職員手当等	
L	L	J		لـــــا

[٢		古光串	[]
			• 事業費	
			会場借料	
			通信・運搬費	
			借上費	
			印刷製本費	
			資料購入費	
			原材料費	
			消耗品費	
			・旅費	
			委員旅費	
			調査等旅費	
			費用弁償	
			•謝金	
			• 委託費	
			• 役務費	
			・雑役務費	
			手数料	
			租税公課	
(2)低コスト米等	ア 広域連携による需要対応品種の種子供給	•協議会	• 備品費	・定額
需要対応品種栽	体制の整備		・賃金等	
培環境整備支援			• 給与	
事業	イ 地域に応じた省力・多収栽培技術の確立		- 報酬	
	・普及		・職員手当等	
			• 事業費	
			会場借料	
			通信・運搬費	
			借上費	
			印刷製本費	
			資料購入費	
			原材料費	
			資機材費	
			消耗品費	
			研修受講費	
			改植等支援費	
			燃料費	
			光熱水費	
			・旅費	
			委員旅費	
			調査等旅費	
			費用弁償	
	L	l	JC/1471 DC	LJ

(3) 大豆価格形成 ア 入札による大豆の取引(以下「入札取引」 - 公益財団法人日本特 - 完領 - 予数 - 完領 - 予数 - 企品 - 企	r	٢	1	1	r
・ 公務費 神役務費 神役務費 神役務費 神報公理 ・ 定額 ・ 定及費 ・ 定額 ・ 定数 ・ 定数 ・ 定数 ・ で、				•謝金	
・ (3) 大原価格形成				・委託費	
(3) 大豆面格形成 タ 入札による大豆の取引(以下「入札取引」という。)を行うための市場の開設及び運営 会場信料 温信・運搬費 信上費 システム導入・改良費 光熱水料 門剛胤本費 消耗品費 ・解教 要員依費 明査等旅費 ・謝金 ・役務費 ・報役信費 ・ 教育 ・ を報 ・ を報 ・ を報 ・ を を を ・ を を ・ を を ・ を を ・ を を を ・ を を を ・ を を を ・ を を を ・ を を を を を を ・ を				・役務費	
(3)大豆価格形成 安定化事業 ア 入札による大豆の取引(以下「入札取引」 - 公益財団法人日本特 - 資金等 - 字数積 安場信料 通信・通報費 信息費 - 公本財団法人 - 公政費 光熱 大利 印刷製本費 光熱 大利 印刷製工 費 - 設本計団法人 - 公益財団法人 - 一般財団法人 - 一般財政 - 「別教財 - 「別教財 - 」 - 「別教財 -				• 雑役務費	
(4) 新たな米粉の ア 米粉用米産地の育成 ア 米粉用米産地の育成 東京制度・加工 法の普及支援等 東 新たな日本農林規格の周知 ・公益社団法人・最好信・運動費 ・ 東京費 ・ 東京費 ・ 東京教				手数料	
安定化事業				租税公課	
堂 イ 入礼取引を適正に実施するために必要な 来務 ・ 大き	(3)大豆価格形成	ア 入札による大豆の取引(以下「入札取引」	・公益財団法人日本特	・賃金等	・定額
通信・運搬費 借上費 システム導入・改良費	安定化事業	という。)を行うための市場の開設及び運	産農産物協会	・事業費	
イ 入札取引を適正に実施するために必要な 業務 イ 入札取引を適正に実施するために必要な 業務 ・ 改良費 光熱水料 ・ 印刷製本費 消耗品費 ・ 旅費		営		会場借料	
業務				通信・運搬費	
改良要 光熱水料 印刷製本費 消耗品費 ・旅費 委員旅費 調査等旅費 調査等旅費 ・建役務費 ・教料 租税公課 7 米粉用米産地の育成 表示制度・加工 法の普及支援事業 本 の音及支援事業 を		イ 入札取引を適正に実施するために必要な		借上費	
光熱水料 印刷製本費 消耗品費 ・旅費 委員旅費 調査等旅費 調査等旅費 ・避金 ・役務費 ・軽仪務費 ・整数料 相税公課 ・公益社団法人 ・公益財団法人 ・「食金等 ・一般財団法人 ・一般財団法人 ・一般財団法人 ・一般財団法人 ・一般財団法人 ・「中級財団法人 ・「中級財団法人 ・「の職職者 ・「中級財団法人 ・「中級財政法人 ・「中級財政・		業務		システム導入・	
印刷製本費 消耗品費 ・旅費 要員旅費 調査等旅費 ・謝金 ・役務費 ・雑役務費 ・雑役務費 ・教料 租税公課 ・登本料 租税公課 ・公益財団法人 ・協品費 ・定額 ・公益財団法人 ・海金等 ・事業費 ・ 動たな日本農林規格の周知 ・一般財団法人 ・特定非営利活動法人 ・ 任意団体 ・ 中線型では、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・				改良費	
消耗品費				光熱水料	
- 旅費 委員旅費 調査等旅費 - 謝金 - 役務費 - 雑役務費 - 難役務費 - 整教料 租稅公課 - 公益社団法人 - (本語) (本語) (本語) (本語) (本語) (本語) (本語) (本語)				印刷製本費	
乗員旅費 調査等旅費 ・対金 ・役務費 ・雑役務費 ・類な公課				消耗品費	
調査等旅費 ・謝金 ・投務費 ・雑役務費 ・雑役務費 手数料 租税公課 ・定額 ・元額 ・元級財団法人 ・二級財団法人 ・事業費 ・一級財団法人 ・一級財団法人 ・一級財団法人 ・一級財団法人 ・一級財団法人 ・一般財団法人 ・一般財法人 ・一般財産者 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				・旅費	
- 謝金 - 役務費 - 雑役務費 - 雑役務費 - 難役務費 - 難役務費 - 難役務費 - 主数料 - 租税公課 - 一般記費 - 一般記費 - 一般記費 - 一般記力 - 一般記力 - 一般財団法人 - 一般財団法人 - 一般財団法人 - 一般財団法人 - 一般財団法人 - 特定非営利活動法人 - 任意団体 - 作を団体 - 作を団体 - 作報発信費 - 旅費 - 資産等 - 日本機構 - 一般財団法人 - 「日本機構 - 「日				委員旅費	
(4) 新たな米粉の 表示制度・加工 法の普及支援事業 ア 米粉用米産地の育成 ・公益社団法人 ・備品費 ・定額 ・ 公益財団法人 ・ 備品費 ・ 定額 ・ 一般社団法人 ・ 事業費 会場借料 ・ 一般財団法人 ・ 特定非営利活動法人 ・ 特定非営利活動法人 ・ 特定非営利活動法人 ・ 任意団体 ・ 事業費 ・ 資料購入費 原材料費 消耗品費 情報発信費 ・ 旅費 ・				調査等旅費	
(4)新たな米粉の 表示制度・加工 法の普及支援事業 ア 米粉用米産地の育成 ・公益社団法人 ・備品費 ・定額 ・ 定額 ・ 公益財団法人 ・ 資金等 ・ 宣金等 ・ 事業費 ・ 全場借料 ・ 一般財団法人 ・ 特定非営利活動法人 ・ 特定非営利活動法人 ・ 任意団体 ・ 一般財団法人 ・ 持定非営利活動法人 ・ 指上費 印刷製本費 資料購入費 原材料費 消耗品費 情報発信費 ・ 旅費 委員旅費 調査等旅費 ・				・謝金	
(4) 新たな米粉の 表示制度・加工 法の普及支援事 業				・役務費	
(4)新たな米粉の 表示制度・加工				• 雑役務費	
(4)新たな米粉の表示制度・加工法の普及支援事業 ア 米粉用米産地の育成 ・公益社団法人・ 賃金等・ 事業費 会場借料 通信・運搬費 借上費 印刷製本費 資料購入費 原材料費 消耗品費 情報発信費・旅費 委員旅費 調査等旅費 調査等旅費・謝金				手数料	
表示制度・加工 法の普及支援事 業 イ 新たな日本農林規格の周知 ・一般社団法人 ・一般財団法人 ・特定非営利活動法人 ・特定非営利活動法人 ・任意団体 借上費 ・印刷製本費 資料購入費 原材料費 消耗品費 情報発信費 ・旅費 委員旅費 調査等旅費 調査等旅費 調査等旅費 ・謝金				租税公課	
まの普及支援事業 イ 新たな日本農林規格の周知 ・一般社団法人 ・事業費 会場借料 通信・運搬費 借上費 印刷製本費 資料購入費 原材料費 消耗品費 情報発信費 ・旅費 委員旅費 調査等旅費 ・謝金	(4)新たな米粉の	ア 米粉用米産地の育成	・公益社団法人	・備品費	• 定額
** ウ 新たな米粉加工品の普及 ・一般財団法人 ・特定非営利活動法人 ・任意団体 借上費 印刷製本費 資料購入費 原材料費 消耗品費 情報発信費 ・旅費 委員旅費 調査等旅費 調査等旅費 ・謝金	表示制度・加工		・公益財団法人	・賃金等	
・特定非営利活動法人 ・任意団体 ・任意団体 ・任意団体 ・日意団体 ・日音団体 ・日音型体 ・日音団体 ・日音型体	法の普及支援事	イ 新たな日本農林規格の周知	•一般社団法人	・事業費	
·任意団体 借上費 印刷製本費 資料購入費 原材料費 源材料費 消耗品費 情報発信費 · 旅費 委員旅費 調査等旅費 · 謝金	業		・一般財団法人	会場借料	
印刷製本費 資料購入費 原材料費 消耗品費 情報発信費 ·旅費 委員旅費 調查等旅費		ウ 新たな米粉加工品の普及	・特定非営利活動法人	通信・運搬費	
資料購入費 原材料費 消耗品費 情報発信費 ·旅費 委員旅費 調査等旅費			・任意団体	借上費	
原材料費 消耗品費 情報発信費 情報発信費 依費 委員旅費 調査等旅費				印刷製本費	
消耗品費 情報発信費 ·旅費 委員旅費 調査等旅費				資料購入費	
情報発信費 · 旅費 委員旅費 調査等旅費 ・謝金				原材料費	
・旅費 委員旅費 調査等旅費 · 謝金				消耗品費	
委員旅費 調査等旅費 ・謝金				情報発信費	
調査等旅費・謝金				・旅費	
• 謝金				委員旅費	
				調査等旅費	
・委託費				•謝金	
				・委託費	

		· 役務費	
		• 雑役務費	
		手数料	
		租税公課	

- (注1) 「事業実施主体」に掲げる各項目の定義は以下のとおりとする。
 - ・「公社」とは、地方公共団体が出資している法人をいう。
 - ・「特定農業法人及び特定農業団体」とは、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第23条第4項に規定する法人及び 団体をいう。
 - ・「農業者の組織する団体」とは、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体であって、次に掲 げる者をいう。
 - 1 農業協同組合
 - 2 農業協同組合連合会
 - 3 農事組合法人(農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第72条の10第1項に規定する事業を行う法人をいう。)
 - 4 農事組合法人以外の農地所有適格法人(農地法(昭和27年法律第229号)第2条第3項に規定する法人をいう。)
 - 5 特定農業団体(農業経営基盤強化促進法 (昭和55年法律第65号)第23条第4項に規定する団体をいう。)
 - 6 その他農業者の組織する団体
- (注2)補助対象経費の詳細については、別表3で定めることとする。

別表2 (都道府県向け事業の内容)

メニュー	†県回け事業の内容) 	事業実施主体	補助対象経費の範囲	交付率
 1 時代を拓く園芸	7717	- 7 人心工作	而为为外性及以形面	X117
産地づくり支援				
(別紙1参照)				
(1) 水田農業高収	ア 園芸作物導入促進事業	 ・都道府県		 ・定額
益作物導入推進	アー園芸作物導入促進事業	- 即垣州 宗	・事業費	ただし、イの取
事業(都道府県	人 国共作物和格尔化市类			
事未 (部坦府宗 推進)	イ 園芸作物転換強化事業		会場借料	組のうち機械
推進)			通信・運搬費	・施設のリース
			借上費	方式による導
			印刷製本費	入及び省力化
			資料購入費	栽培・安定生産
			原材料費	に必要な生産
			消耗品費	資材の導入に
			・旅費	係る経費は1
			委員旅費	/2以内
			調査等旅費	
			•謝金 	
			・賃金等	
			- 委託費	
			・役務費	
			• 雑役務費	
			手数料	
			租税公課	
2 有機農業推進総				
合対策(別紙8参				
照)				
(1)有機農業推進	ア 有機農業指導員の育成	・都道府県	・備品費	・定額
体制整備交付金			• 事業費	
	イ 国際水準の有機農業の普及に向けた指		会場借料	
	導活動の推進		通信運搬費	
			借上費	
			印刷製本費	
			資料購入費	
			消耗品費	
			情報発信費	
l l		Ī	1	1

3 GAP拡大推進 加速化			燃費 ・旅費 ・旅費 ・務費 ・調金 ・番費 ・番番 ・番番 ・番番 ・番番 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
(別紙9参照)				
(1) 国際水準GA P普及推進交付 金	ア GAP指導活動の推進 イ GAP認証の取得等支援	・都道府県	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	・定額

(2)畜産GAP拡	ア	指導員の育成	・都道府県	・備品費	・定額
大推進加速化交				• 事業費	
付金	1	指導活動の推進		会場借料	
				通信・運搬費	
	ゥ	認証取得等の支援		借上費	
				印刷製本費	
				資料購入費	
				消耗品費	
				認証取得推進費	
				情報発信費	
				研修受講費	
				燃料費	
				・旅費	
				委員旅費	
				調査等旅費	
				•謝金	
				• 委託費	
				• 役務費	
				・雑役務費	
				手数料	
				租税公課	

⁽注)補助対象経費の詳細については、別表3で定めることとする。

別表3(補助対象経費)

費目	細目	内容	注意点
備品費		・事業を実施するために直接必要な試験、検証、	・取得単価が50万円以上の機器及び器具につい
		調査備品及び機械導入に係る経費	ては、見積書(原則3 社以上、該当する設備
		ただし、リース・レンタルを行うことが困難	備品を1社しか扱っていない場合は除く。)
		な場合に限る。	やカタログ等を添付すること。
			・耐用年数が経過するまでは、事業実施主体によ
			る善良なる管理者の注意義務をもって当該備
			品を管理する体制が整っていること。
			・当該備品を別の者に使用させる場合は、使用・
			管理についての契約を交わすこと。
賃金等		・事業を実施するため直接必要な業務を目的とし	・賃金については、「補助事業等の実施に要する
		て、事業実施主体が雇用した者に対して支払う	人件費の算定等の適正化について(平成 22 年
		実働に応じた対価(日給又は時間給)及び通勤	9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官
		に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料	房経理課長通知。以下「経理課長通知」とい
		等の事業主負担経費	う。)」に定めるところにより取り扱うものと
			する。
			・賃金の単価の設定根拠となる資料を添付するこ
			٤.
			・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを
			明らかにすること。
			・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は
			認めない。
給与		・会計年度任用職員(フルタイム)に対して地方	・「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正す
		公共団体が支払う給与	る法律(平成 29 年 5 月 17 日法律第 29 号。以
			下「改正法」という。)」による改正後の地方
			公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する
			会計年度任用職員を対象とする。
			・給与については、経理課長通知に定めるところ
			により取り扱うものとする。
			・給与の単価の設定根拠となる資料を添付するこ
			٤.
			・本事業に係る業務指示を受けた会計年度任用職
			員の氏名・所属等について、各事業実施計画に
			明記すること。
			・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は
			認めない。
報酬		・会計年度任用職員(パートタイム)に対して地	・改正法による改正後の地方公務員法第22条の
		方公共団体が支払う報酬	2 第 1 項第 1 号に規定する会計年度任用職員
			を対象とする。

・ 報酬については、経理課長通知に定めるところにより取り扱うものとする。 ・ 報酬の登録機能となる資料を添付すること。 ・ 本事業に積る業務指示を受けた会計率度任用職員の氏名・所属等について、各事業実施計画に明記すること。 ・ 実他に応じた対価助外の有給体率や各種手当は透めない。				, · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
・報酬の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・本事業に係る業務指示を受けた会計年度任用職員のよる・所属等について、各事業実施計画に明記すること。 ・実備に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は表めない。 ・会計年度任用職員(フルタイム)に対して地方 ・会共団体が支払う時間外勤務手当、着助手当、 潜来手当、特殊勤務手当、地域手当、 効任納課 整手当、へき地手当 ・会計年度任用職員 (パートタイム)に対して地 方公共団体が支払う期末手当 ・ 一次正法による改正後の地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号及 び第 2 号に規定する会計年度 年間職員を対象とする。 ・ 選手当、へき地手当 ・ 会計年度任用職員 (パートタイム)に対して地 方公共団体が支払う期末手当				・報酬については、経理課長通知に定めるところ
と。				により取り扱うものとする。
本事業に係る業務指示を受けた会計年度任用職員 (フルタイム) に対して地方 公共団体が支払う時間外勤務手当、福日直手 当、体日勤務手当、夜間勤務手当、福助手当 度任用職員 (アルタイム) に対して地方 公共団体が支払う時間外勤務手当、福助手当 度任用職員を多数とする。				・報酬の単価の設定根拠となる資料を添付するこ
最高年のでは、各事業実施計画に明記すること。 ・実施に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。 ・会計年度任用職員(フルタイム)に対して地方 ・改正法による改正彼の地方公務員法第 22 条の 公共団体が支払う時間外勤務手当、海面医手 当、休日勤務手当、表面勤務手当、通勤手当 持数請予当、表面要手 持致動手当、海動手当、 物理手当、特性動務手当、地域手当、初任結調 整手当、一支地手当 ・会計年度任用職員(パートタイム)に対して地 方公共団体が支払う期末手当 市政市 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日				٤.
明記すること。 ・実験に応じた対値以外の有給休潤や各種手当は 認めない。 ・会計年度任用職員(フルタイム)に対して地方				・本事業に係る業務指示を受けた会計年度任用職
・実際に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は記めない。 ・会計年度任用職員 (フルタイム) に対して地方 公正法による改正後の地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する会計年度任用職員 (パートタイム) に対して地方 別末手当、特殊動務手当、適助手当、別末手当、今計年度任用職員 (パートタイム) に対して地方公共団体が支払う期末手当 ・会計年度任用職員 (パートタイム) に対して地方公共団体が支払う期末手当 ・本事業に係る業務指示を受けた会計年度任用職員の氏名・所属等について、各事業実施計画に明記すること。 ・実態に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。 事業を実施するために直接必要な会議等を開催 ・事業実施主体が会議室を所有している場合は、事業実施主体の会議室を優先的に使用すること。				員の氏名・所属等について、各事業実施計画に
設めない。 設計年度任用職員 (フルタイム) に対して地方 改正法による改正後の地方公務員法第 22 条の 公共団体が支払う時間外勤務手当、宿日直手 当、休日勤務手当、夜間勤務手当、適勤手当、				明記すること。
・会計年度任用職員(フルタイム)に対して地方 公共団体が支払う時間外勤務手当、宿田直手 当、休日勤務手当、夜間勤務手当、通勤手当、 期末手当、特殊勤務手当、地域手当、初任給調整手当、へき地手当 ・会計年度任用職員(パートタイム)に対して地方公共団体が支払う期末手当 ・会計年度任用職員(パートタイム)に対して地方公共団体が支払う期末手当 本業費 ・事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費 ・事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費 ・事業を実施するために直接必要な影響を開催する場合の適信に係る経費 市業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、通信機器、農業用機械・施設、ほ場等の借り上げ経費 印刷製本費・事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、通信機器、農業用機械・施設、ほ場等の借り上げ経費 印刷製本費・事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費 資料購入費・事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費 資料購入費・事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費 資料購入費・事業を実施するために直接必要な同業・参考文献の経費 市場を実施するために直接必要な同業・参考文献の経費 京村科費・事業を実施するために直接必要な同業・参考文献の経費 京村科費・事業を実施するために直接必要な同業・参考文献の経費 京村科費・事業を実施するために直接必要な同業・参考文献の経費 京村科費・事業を実施するために直接必要な同業・参考文献の経費・実証はの設置、検証等に係る掛かり増し資機材費・実証はの設置、検証等に係るものを除く。)				・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は
公共団体が支払う時間外勤務手当、適助手当、 期末手当、特殊勤務手当、地域手当、初任給調整手当、のき地手当、 ・会計年度任用職員 (パートタイム) に対して地 方公共団体が支払う期末手当 ・本事業に係る業務指示を受けた会計年度任用職員の氏名・所属等について、各事業実施計画に明記すること。 ・実験に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。 事業費 会場借料 ・事業を実施するために直接必要な金護等を開催する場合の会場費として支払われる経費 ・事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信費については、基本料を除く。 値に運搬費 ・事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信費については、基本料を除く。 ・切手は物品受払簿で管理すること。 備上費 ・事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、通信機器、農業用機械・施設、ほ場等の借り上げ経費 ・事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費 ・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているのを除く。 原材料費 ・事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要な原材料の経費 ・原材料は物品受払簿で管理すること。 資機材費 ・事業を実施するために直接必要な試作品の開発や対験等に必要な原材料の経費・実証ほの設置、検証等に係る性かり増し資機材費の運搬材費・実証ほの設置、検証等に係るものを除く。)				認めない。
当、休日勤務手当、夜間勤務手当、通動手当、 期末手当、特殊勤務手当、地域手当、初任給調整手当、一会計年度任用職員 (パートタイム)に対して地方公共団体が支払う期末手当 (元ートタイム)に対して地方公共団体が支払う期末手当 (元ートタイム)に対して地方公共団体が支払う期末手当 (元・本事実に係る業務指示を受けた会計年度任用職員の氏名・所属等について、各事業実施計画に明記すること。・実施に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。 ・事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費 ・事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費 (元・正教養) (元・本学・大部の通信といっては、基本料を除く。 ・電話等の通信機器、農業用機械・施設、ほ場等の借り上げ経費 (元・本・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	職員手当等		・会計年度任用職員(フルタイム)に対して地方	・改正法による改正後の地方公務員法第 22 条の
#			公共団体が支払う時間外勤務手当、宿日直手	2 第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する会計年
整手当、へき地手当			当、休日勤務手当、夜間勤務手当、通勤手当、	度任用職員を対象とする。
・会計年度任用職員 (パートタイム) に対して地			期末手当、特殊勤務手当、地域手当、初任給調	・職員手当等の単価の設定根拠となる資料を添付
方公共団体が支払う期末手当 員の氏名・所属等について、各事業実施計画に明記すること。			整手当、へき地手当	すること。
### 明記すること。 ・実際に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は 認めない。 ・事業を実施するために直接必要な会議等を開催 する場合の会場費として支払われる経費 ・事業実施主体が会議室を優先的に使用すること。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・			・会計年度任用職員(パートタイム)に対して地	・本事業に係る業務指示を受けた会計年度任用職
・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は 認めない。 ・実際機に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は 認めない。 ・事業実施主体が会議室を所有している場合は、 事業実施主体が会議室を優先的に使用すること。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・			方公共団体が支払う期末手当	員の氏名・所属等について、各事業実施計画に
認めない。 ・事業を実施するために直接必要な会議等を開催 ・事業実施主体が会議室を所有している場合は、事業実施主体の会議室を優先的に使用すること。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・				明記すること。
事業費 ・事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費 ・事業実施主体が会議室を優先的に使用すること。 通信・運搬費・事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費・電話等の通信に係る経費・電話等の通信費については、基本料を除く。 ・電話等の通信費については、基本料を除く。 借上費・事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、通信機器、農業用機械・施設、ほ場等の借り上げ経費・事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費・事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費・事業を実施するために直接必要な図書、参考文がの必要する。 ・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものを除く。 原材料費・事業を実施するために直接必要な図書、参考文が試験等に必要な原材料の経費・定試験等に必要な原材料の経費・実証ほの設置、検証等に係る掛かり増し資機材費・実証ほの設置、検証等に係る掛かり増し資機材費・実証ほの設置、検証等に係るものを除く。) ・原材料は物品受払簿で管理すること。				・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は
する場合の会場費として支払われる経費 事業実施主体の会議室を優先的に使用すること。 通信・運搬費 ・事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費 ・電話等の通信性係る経費 ・電話等の通信費については、基本料を除く。 借上費 ・事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、通信機器、農業用機械・施設、ほ場等の借り上げ経費 ・事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費 ・事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の経費 ・事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の経費 ・事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要な原材料の経費 ・原材料は物品受払簿で管理すること。 ・ では、				認めない。
通信・運搬費 ・事業を実施するために直接必要な郵便、運送、 電話等の通信に係る経費 ・事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、通信機器、農業用機械・施設、ほ場等の借り上げ経費 ・事業を実施するために直接必要な資料等の印刷 費の経費	事業費	会場借料	・事業を実施するために直接必要な会議等を開催	・事業実施主体が会議室を所有している場合は、
 通信・運搬費 ・事業を実施するために直接必要な郵便、運送、 ・電話等の通信に係る経費 ・電話等の通信費については、基本料を除く。 借上費 ・事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、通信機器、農業用機械・施設、ほ場等の借り上げ経費 印刷製本費 ・事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費 資料購入費 ・事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の経費 ・事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の経費 ・原材料費 ・事業を実施するために直接必要な試作品の開発で管理すること。 ・原材料は物品受払簿で管理すること。 ・原材料は物品受払簿で管理すること。 ・原材料は物品受払簿で管理すること。 ・実証ほの設置、検証等に係る掛かり増し資機材費(通常の営農活動に係るものを除く。) 			する場合の会場費として支払われる経費	事業実施主体の会議室を優先的に使用するこ
電話等の通信に係る経費 ・電話等の通信費については、基本料を除く。 借上費 ・事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、通信機器、農業用機械・施設、ほ場等の借り上げ経費 ・事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費 ・事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の経費 ・事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の経費 ・事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の経費 ・事業を実施するために直接必要な試作品の開発・助け、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものを除く。 ・原材料費 ・事業を実施するために直接必要な試作品の開発・原材料は物品受払簿で管理すること。 や試験等に必要な原材料の経費 ・事業を実施するために直接必要な以下の経費・実証ほの設置、検証等に係る掛かり増し資機材費(通常の営農活動に係るものを除く。)				٤.
 借上費 ・事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、通信機器、農業用機械・施設、ほ場等の借り上げ経費 印刷製本費 ・事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費 資料購入費 ・事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の経費 ・事業を実施するために直接必要な図書、参考文があいるものを除く。 原材料費 ・事業を実施するために直接必要な試作品の開発が開業があるとの要は関係を表現しているものを除く。 ・原材料は物品受払簿で管理することのお試験等に必要な原材料の経費の事業を実施するために直接必要な以下の経費・実証ほの設置、検証等に係る掛かり増し資機材費の適農活動に係るものを除く。) 		通信•運搬費	・事業を実施するために直接必要な郵便、運送、	・切手は物品受払簿で管理すること。
務機器、通信機器、農業用機械・施設、ほ場等 の借り上げ経費 ・事業を実施するために直接必要な資料等の印刷 費の経費 ・事業を実施するために直接必要な図書、参考文 が新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読され がの経費 ・事業を実施するために直接必要な試作品の開発 でいるものを除く。 原材料費 ・事業を実施するために直接必要な試作品の開発 ・原材料は物品受払簿で管理すること。 や試験等に必要な原材料の経費 ・実証ほの設置、検証等に係る掛かり増し資機材 費(通常の営農活動に係るものを除く。)			電話等の通信に係る経費	・電話等の通信費については、基本料を除く。
の借り上げ経費 ・事業を実施するために直接必要な資料等の印刷 費の経費 ・事業を実施するために直接必要な図書、参考文 が が でいるものを除く。 原材料費 ・事業を実施するために直接必要な試作品の開発 が で で で で で で で で で で で で で で で で で で		借上費	・事業を実施するために直接必要な実験機器、事	
 ・事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費 資料購入費・事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の経費 ・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものを除く。 原材料費・事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要な原材料の経費 資機材費 ○事業を実施するために直接必要な以下の経費・実証ほの設置、検証等に係る掛かり増し資機材費(通常の営農活動に係るものを除く。) 			務機器、通信機器、農業用機械・施設、ほ場等	
費の経費 ・事業を実施するために直接必要な図書、参考文 が新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものを除く。 原材料費 ・事業を実施するために直接必要な試作品の開発 で管理すること。 や試験等に必要な原材料の経費 資機材費 ○ 事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・実証ほの設置、検証等に係る掛かり増し資機材費 (通常の営農活動に係るものを除く。)			の借り上げ経費	
 資料購入費 ・事業を実施するために直接必要な図書、参考文 が記録等に必要なに直接必要な試作品の開発 で原材料は物品受払簿で管理すること。 ・事業を実施するために直接必要な試作品の開発 が記録等に必要な原材料の経費 資機材費 ○事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・実証ほの設置、検証等に係る掛かり増し資機材 費(通常の営農活動に係るものを除く。) 		印刷製本費	・事業を実施するために直接必要な資料等の印刷	
献の経費 ているものを除く。			費の経費	
原材料費 ・事業を実施するために直接必要な試作品の開発 ・原材料は物品受払簿で管理すること。 や試験等に必要な原材料の経費 資機材費 ○ 事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・実証ほの設置、検証等に係る掛かり増し資機材 費(通常の営農活動に係るものを除く。)		資料購入費	・事業を実施するために直接必要な図書、参考文	・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読され
や試験等に必要な原材料の経費			献の経費	ているものを除く。
資機材費 〇 事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・実証ほの設置、検証等に係る掛かり増し資機材 費(通常の営農活動に係るものを除く。)		原材料費	・事業を実施するために直接必要な試作品の開発	・原材料は物品受払簿で管理すること。
・実証ほの設置、検証等に係る掛かり増し資機材費(通常の営農活動に係るものを除く。)			や試験等に必要な原材料の経費	
費(通常の営農活動に係るものを除く。)		資機材費	〇 事業を実施するために直接必要な以下の経費	
			・実証ほの設置、検証等に係る掛かり増し資機材	
・新品種・新技術のモデル導入に係る資機材費			費(通常の営農活動に係るものを除く。)	
			・新品種・新技術のモデル導入に係る資機材費	

	当	○ 車業を実施するものに 古様の声をいてのの車	. 消耗口计物口或打碎不效期子?——1.
	消耗品費 	〇 事業を実施するために直接必要な以下の経費	・消耗品は物品受払簿で管理すること。
		・短期間(補助事業実施期間内)又は一度の使	
		用によって消費されその効用を失う低廉な物	
		品の経費	
		・USBメモリ 等の低廉な記録媒体 	
		・実証試験、検証等に用いる低廉な器具等	
		・本事業の実施のために設置した協議会の協議会	
		公印作成費	
	認証取得推	・GAP認証の取得支援(認証審査、環境整備、	
	進費	研修指導)等に要する経費	
		・有機JAS認証の取得支援(認証検査)等に要	
		する経費	
	情報発信費	・事業の実施に直接必要な広告、啓発に要する経	・特定の個人又は法人の資産形成又は販売促進
		費。	につながる広告、啓発を除く。
	研修受講費	・事業を実施するために直接必要な研修の受講に	・補助金の確定額は、補助事業に要した配分経費
		要する経費	ごとの実施出額と、配分経費に対応する補助金
			の額(変更された場合は変更された額とする。)
			とのいずれか低い額の合計額とする。ただし、
			実支出額の算出に当たって、本事業により開催
			 した研修会等において徴収した受講料等に補
			助対象経費が含まれる場合には、当該受講料等
			のうち補助対象経費に相当する金額を控除す
			るものとする。
	改植等支援	・改植等(移動改植を含む。)、新植、栽培方法	
	費	の転換等の実施に必要な経費	
	燃料費	・現地調査に使用する自動車のガソリン代の経	
		費。	
	光熱水費	・事業を実施するために直接必要な電気、ガス、	 ・基本料は除く。
		水道料金の経費	
	システムの	・申請・交付手続及び入札取引の実施に係るシス	
	導入·改良費	テム整備に必要な経費。	
 旅費	委員旅費	・事業を実施するために直接必要な会議の出席、	
ni șe	XXIII X	技術指導等を行うための旅費として、依頼した	
		専門家に支払う経費	
	調査等旅費	・事業を実施するために直接必要な事業実施主体	
		等が行う資料収集、各種調査・検証、会議、打	
		合せ、技術指導、研修会、成果発表等の実施に	
	車 D A M	必要な経費	1. T. T. L. J. T. T. W. A. W. L. V. T. C. L. M. A.
	費用弁償	・会計年度任用職員(パートタイム)に対して地	・改正法による改正後の地方公務員法第22条の
		方公共団体が支払う通勤に係る費用	2第1項第1号に規定する会計年度任用職員

	T		
			を対象とする。
			・本事業に係る業務指示を受けた会計年度任用職
			員の氏名・所属等について、各事業実施計画に
			明記すること。
			・費用弁償の単価の設定根拠となる資料を添付す
			ること。
謝金		・事業を実施するために直接必要な資料整理、補	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付するこ
		助、専門的知識の提供、マニュアルの作成、原	ح
		稿の執筆、資料の収集等について協力を得た人	・事業実施主体の代表者及び事業実施主体に従事
		に対する謝礼に必要な経費	する者に対する謝金は認めない。
委託費		・本事業の交付目的たる事業の一部分(例えば、	・委託を行うに当たっては、第三者に委託するこ
		事業の成果の一部を構成する調査の実施、取り	とが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施
		まとめ、新品種の導入実証の取組において、未	できるものとする。
		譲渡性を担保するために、本事業の実施により	・補助金の額の 50%未満とすること。ただし、
		得られた収穫物等の廃棄処分にかかる経費等)	交付事務の委託についてはこの限りではない。
		を他の者に委託するために必要な経費	・事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託
			は認めない。
			・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を
			除外した実費弁済の経費に限るものとする。
役務費		・事業を実施するために直接必要かつ、それだけ	
		では本事業の成果とは成り得ない分析、試験、	
		実証、検証、調査、制作、加工、改良、通訳、	
		翻訳、施工等を専ら行う経費	
雑役務費	手数料	・事業を実施するために直接必要な謝金等の振り	
		込み手数料	
	租税公課	・事業を実施するために直接必要な委託の契約書	・運営拠出金に課される消費税に係る経費は、戦
		に貼付する印紙及び運営拠出金に課される消	略作物生産拡大支援事業のうち大豆価格形成
_		費税に係る経費	安定化事業に要するものに限る。

- (注1) 上記の経費であっても以下の場合にあっては認めないものとする。
 - 1 本事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合
 - 2 補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合
- (注2)補助対象経費は、事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。 なお、その経理に当たっては、費目ごとに整理するとともに他の事業等の会計と区分することとする。

別表4 (審査基準)

本要綱本体第4の1の審査に当たり、事業の要件を満たす場合であっても、次の事項に該当する者 は採択しないものとする。

- ・過去3ヶ年に「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第179号)第17条第1項又は第2項に基づく交付決定取消のある応募団体(共同機関を含む。)
- ・効率性を除く1及び2の審査基準のうち1項目でも0ポイントとなった場合

1 共通の審査基準

評価項目	配分基準	ポイント
・事業テーマに適切に対応し、政策性を有する提案課題となってい		
るか。	十分認められる。	5
・事業実施の目的・目標が、具体的かつ明確に設定されているか。	概ね認められる。	3
・目標の達成を判断するために、適切な指標を設定しているか。	一部認められる。	1
・目標の達成により、事業テーマに応じた我が国農業が抱える課題	認められない。	0
の解決に向けた効果が期待できるものとなっているか。		
・目標達成のための妥当なスケジュールであるか。		
・予算計画は妥当なものになっているか。	十分認められる。	5
・目標達成に必要な取組内容を過不足なく取り上げているか。	概ね認められる。	3
・事業実施計画における取組内容間の関係及び順序は適切か。	一部認められる。	1
	認められない。	0
・事業を的確に遂行するために必要な実施体制、事業整備等を有し、		
役割分担、責任体制が明確になっているか。事業を推進するため	十分認められる。	5
に効果的な実施体制となっているか。	概ね認められる。	3
・事業代表者に十分な管理能力があるか。関連する取組の経験、実	一部認められる。	1
績を相当程度有しているか。	認められない。	0
・特定の事業実施場所を選定する事業にあっては、事業内容に適し		
た事業実施場所が選定されているか。		
・事業遂行に係る経理その他の事務について的確な管理体制及び処		
理能力を有しているか。		
・申請内容は、事業の趣旨に則ったものであるか。		
・成果の享受が特定の受益者のみにとどまらず、公益的な波及効果	十分認められる。	5
が期待されるか。	概ね認められる。	3
・新たな技術開発等に係る事業にあっては、技術の進歩に画期的な	一部認められる。	1
役割を果たし、新しい産業の創出へ発展の手掛かりが期待できる	認められない。	0
など、提案課題に新規性・先進性が期待されるか。		
	・事業テーマに適切に対応し、政策性を有する提案課題となっているか。 ・事業実施の目的・目標が、具体的かつ明確に設定されているか。 ・目標の達成を判断するために、適切な指標を設定しているか。 ・目標の達成により、事業テーマに応じた我が国農業が抱える課題の解決に向けた効果が期待できるものとなっているか。 ・目標達成のための妥当なスケジュールであるか。 ・予算計画は妥当なものになっているか。 ・目標達成に必要な取組内容を過不足なく取り上げているか。 ・事業実施計画における取組内容間の関係及び順序は適切か。 ・事業と前に必要な取組内容を過不足なく取り上げているか。 ・事業と前に必要な取組内容を過不足なく取り上げているか。 ・事業と前に遂行するために必要な実施体制、事業整備等を有し、役割分担、責任体制が明確になっているか。事業を推進するために効果的な実施体制となっているか。 ・事業代表者に十分な管理能力があるか。関連する取組の経験、実績を相当程度有しているか。 ・非業の事業実施場所が選定されているか。 ・事業遂行に係る経理その他の事務について的確な管理体制及び処理能力を有しているか。 ・申請内容は、事業の趣旨に則ったものであるか。 ・成果の享受が特定の受益者のみにとどまらず、公益的な波及効果が期待されるか。 ・新たな技術開発等に係る事業にあっては、技術の進歩に画期的な役割を果たし、新しい産業の創出へ発展の手掛かりが期待できる	・事業テーマに適切に対応し、政策性を有する提案課題となっているか。 ・事業実施の目的・目標が、具体的かつ明確に設定されているか。 ・目標の達成を判断するために、適切な指標を設定しているか。 ・目標の達成により、事業テーマに応じた我が国農業が抱える課題 の解決に向けた効果が期待できるものとなっているか。 ・目標達成のための妥当なスケジュールであるか。 ・予算計画は妥当なものになっているか。 ・事業実施計画における取組内容を過不足なく取り上げているか。 ・事業実施計画における取組内容間の関係及び順序は適切か。 ・那認められる。認められない。 ・事業を的確に遂行するために必要な実施体制、事業整備等を有し、役割分担、責任体制が明確になっているか。事業を推進するために効果的な実施体制となっているか。事業で表者に十分な管理能力があるか。関連する取組の経験、実績を相当程度有しているか。 ・事業代表者に十分な管理能力があるか。関連する取組の経験、実績を相当程度有しているか。 ・特定の事業実施場所が選定されているか。 ・特定の事業実施場所が選定されているか。 ・事業遂行に係る経理その他の事務について的確な管理体制及び処理能力を有しているか。 ・市部認められる。 ・市部認められる。 ・市部記められる。 ・市部記められる。 ・一部記められる。 ・一部記められる。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

2 各事業の審査基準

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
1	※事業ごとに別紙に5項目定めることとする。	5つ満たす。	5
		4つ満たす。	4
		3つ満たす。	3
		2つ満たす。	2
		1つ満たす。	1
		1つも満たさない。	0
2	※事業ごとに別紙に5項目定めることとする。	5つ満たす。	5
		4つ満たす。	4
		3つ満たす。	3
		2つ満たす。	2
		1つ満たす。	1
		1つも満たさない。	0

- (注1)本要綱第5の1の革新計画において、今後の普及すべき新たな営農体系の実施に産地全体の環境整備が必要な場合の取組方針として活用想定事業等が定められており、その内容が適切と判断される場合、同ポイントの申請書類が複数あった際に優先的に採択するものとする。なお、革新計画との関連した事業を申請する場合にあっては、革新計画が策定されていることを証明できる書類を添付することとする。
- (注2)輸出事業計画(GFPグローバル産地計画)の認定規程(令和2年4月1日付け農林水産大臣決定)に基づき策定されたGFPグローバル産地計画において、関連事業に関する事項等が定められており、農林水産大臣により認定されている場合は、1及び2に定めるポイントに加え、1ポイントを加算できるものとする。ただし、追加公募には適用しないものとする。
- (注3) 中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱(平成29年3月31日付け28農振第2275号農林水産事務次官依命通知)に基づき策定された地域別農業振興計画において、関連事業に関する事項等が定められており、地方農政局長により認定され、又は認定されることが確実と見込まれ、かつ、事業実施計画が適切と判断される場合は、優先的に採択するものとする。ただし、追加公募には適用しないものとする。
- (注4)棚田地域振興法(令和元年法律第 42 号)第7条第1項の規定に基づき指定された指定棚田地域で取組を行う場合は、1及び2に定めるポイントに加え、1ポイントを加算できるものとする。ただし、追加公募には適用しないものとする。